

国民年金保険料収納事業

民間競争入札実施要項（案）

日本年金機構

【目次】

1	目的	1
2	本事業の基本的な考え方	1
3	対象業務に関する事項	
(1)	対象業務の内容	2
(2)	契約（事業対象）期間	4
(3)	対象地区（入札単位）及び対象年金事務所	5
(4)	事業実施に関して確保されるべき事業の質	5
(5)	事業実施体制	9
(6)	民間事業者に提供する情報等	10
(7)	日本年金機構と民間事業者との連携・協力	11
(8)	業務の引き継ぎ	11
4	受託事業者選定に関する事項	
(1)	民間競争入札に参加する者に必要な参加資格	12
(2)	民間競争入札に参加する者の募集	13
(3)	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定	15
5	従来の実施状況に関する情報の開示	16
6	民間事業者に使用させることができる物品	16
7	民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例	17
8	民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等	
(1)	報告事項等	17
(2)	秘密の保持等	20
(3)	法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	23
9	民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	28
10	事業に係る評価に関する事項	28
11	その他事業の実施に関し必要な事項	29

(別紙1-1) 対象地区等一覧

(別紙1-2) 年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧

(別紙2-1) 対象年金事務所別達成目標等一覧

(別紙2-2) 達成目標等算出根拠

(別紙3) 総合評価基準（技術評価）

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

(参考条文)

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景とした国民年金保険料の未納者（うち過去24か月間の保険料が未納の者：平成28年度末時点で約179万人）の存在は、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、国民年金保険料収納業務の民間委託を活用するほか、年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、納付書や免除等申請書の送付のみならず、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、日本年金機構は、公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「国民年金保険料収納事業」について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）の申請手続の勧奨を含む。）及び請求等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を国民年金法第91条に定める納期限（以下「納付期限」という。）内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督促並びに新たな督促手法を適切かつ効果的に組み合わせて実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に関する理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図るものである。また、滞納者の状況に応じて、口座振替勧奨や免除等申請勧奨を

行うことを求めるものである。

(2) 民間事業者は、納付督促の実施に当たり、文書、電話及び戸別訪問による督促手法は、いずれも必ず実施するものとする。（「電話による督促手法」については、業務に従事する者による案内方法とする。）

(3) 滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督促を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

滞納者に対する督促に関し、以下の(ア)から(エ)までの業務を包括的に委託する。なお、(ア)及び(イ)の督促業務の実施に当たり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の本事業の基本的な考え方を踏まえ、従来の実施事業における文書や電話及び戸別訪問による督促実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

なお、日本年金機構は、滞納者に対して、①納付書の発送（再交付依頼分の対応を含む。）、②学生納付特例ターンアラウンド申請書送付、③免除・納付猶予ターンアラウンド申請書送付、④年金事務所が主催する納付相談会の開催（納付書を同封した案内状の発送及び会場設営を含む。）、⑤特別催告状の発送（一定期間の納付督促を含む。）、⑥催告状の発送（民間事業者への業務委託の周知を兼ねたものを含む。）、⑦その他機構が必要と認めた業務について実施する。（④については、民間事業者が主体となり年金事務所と共催するなど、協力して対応することができる。）

※ 強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務とならない。

※ ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

(ア) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも6か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付くよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。

また、効率良く滞納者との接触機会を増やすために、督励業務については、平日の夜間帯（18時以降21時まで）、土曜日、日曜日及び祝祭日の督励件数を全体の督励件数から一定割合確保すること。3（1）（イ）についても同じとする。

（イ）滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（滞納者から国民年金保険料免除等申請書（以下「免除等申請書」という。）の送付依頼があった場合は、民間事業者から送付するものとする。ただし、ターンアラウンド方式による免除等申請書送付は除く。）

また、国民年金法第109条の2に規定する指定全額免除申請事務取扱者の指定を受けた民間事業者については、免除等の申請手続を勧奨した結果、滞納者（所得が全額免除又は納付猶予（以下「全額免除等」という。）の基準に該当する者に限る。）から全額免除等の申請の委託があった場合には、当該滞納者に係る全額免除等の申請を行うこと。

なお、滞納者から免除等申請書の提出があった場合は、速やかに管轄する年金事務所へ届けるものとし、滞納者（所得が全額免除等の基準に該当する者に限る。）から免除等申請書を受領することにより申請の委託を受ける場合には、当該申請書に民間事業者の受領印を押印しなければならない。

本業務については、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。

（ウ）事業報告書等の作成・報告業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項について、滞納者の住所を管轄する年金事務所ごとに取りまとめて報告する。

① 督励実施計画

下記（4）（ア）に記載される各期について、民間事業者が提出した企画提案書に基づく滞納者に対する督励実施の行程を月別に示した計画を、各年金事務所へ各期の初月中までに報告する。

② 日次報告

保険料の納付の請求に当たり、納付書の再交付が必要となった滞納者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、滞納者の住所を管轄する年金事務所へ速やかに報告する。

③ 週次報告（訪問活動日報の作成）

戸別訪問による督励についての活動事蹟の日報を、各年金事務所へ毎週金曜日（当該日が祝日の場合は翌平日）に報告する。

④ 週次報告（督励事蹟等の作成）

次の内容について、前週の日曜日から土曜日までの分を取りまとめて、滞納者の住所を管轄する事務センターに、毎週木曜日（当該日が祝日の場合は翌平

日)に報告する。

(i) 滞納者ごとに納付されていない理由の確認及び保険料の納付督促(保険料の免除等申請手続の勧奨、全額免除等の申請の受理を含む。)を行った滞納者ごとの事蹟(戸別訪問による免除等申請書受理を含む。)

(ii) 受託した全額免除等の申請の内容(滞納者から免除等申請書を受理することにより委託を受けた場合を除く。)

⑤ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、(i) (iii) (iv)については滞納者の住所を管轄する年金事務所に翌月10日(各々当該日が土・日曜日又は祝祭日の場合は翌平日)までに、(ii)については日本年金機構本部(以下「機構本部」という。)国民年金部に翌月第3営業日までに報告する。

(i) 保険料の納付督促により口座振替等の申請を約束した者及び保険料の納付督促に対して納付を拒絶した滞納者のうち時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

(ii) 上記④について、滞納者に対する督促等の手法別実施結果の集計及び保険料収納又は免除等申請に結び付いた実績等の分析

(iii) 居所不明(戸別訪問時に家屋が存在しない、文書送付したが送達不能の場合)となっている者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

(iv) 業務に従事する者に対する研修(年金制度、待遇、個人情報等の取扱い等、下記3(5)(カ)で示す内容)の実施状況

(エ) 月例打合せ会議等の対応

民間事業者は、各年金事務所が都道府県ごとに毎月開催する打合せ会議において、都道府県及び年金事務所ごとに、事業進捗結果の分析を含む月次報告並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

年金事務所ごとの打合せについては個別に実施して差し支えない。

また、民間事業者は、機構本部国民年金部が四半期ごとに開催する事業実施に関するヒアリングにおいて、全体の督促実施計画に基づく事業進捗結果の分析並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議等において、各年金事務所及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案、指導があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

(2) 契約(事業対象)期間

契約期間は、平成30年10月1日から平成32年9月30日までとする。

ただし、第1期の実績が判明する時点で、第1期の業務実績により、下記(ア)から(エ)の条件全てを満たしている場合、双方協議の上、業務委託期間を期間満了の日の翌日から起算してさらに2年間延長できるものとする。

なお、第1期の実績判明後、第2期末までに第2期の全ての達成目標の達成率が110%を超過していない場合及び(イ)から(エ)の条件に該当しないことが明らかとなった場合、日本年金機構は延長した業務委託期間を1年間(平成33年9月30

日まで)に変更又は契約期間の延長を取り消すことができる。

延長した業務委託期間を1年間(平成33年9月30日まで)に変更した場合は、下記(4)(ア)に定める第5期の期間を平成33年5月から平成33年9月までと読み替える。その場合の第5期の達成目標及び最低水準については、延長した業務委託期間を1年間に変更することが決定した際に別途提示する。

(ア) 第1期の全ての達成目標の達成率が110%を超過していること。

※達成の判断は、契約地区単位で行う。

(イ) 別紙3「総合評価基準(技術評価)」に定める必須項目を満たしていること。

(ウ) 4(1)に定める必要な参加資格を満たしていること。

(エ) 契約期間中に日本年金機構が重大と判断した事故又は違反が発生していないこと。

(3) 対象地区(入札単位)及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、196年金事務所について、13地区を対象地区とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準(以下「達成目標」という。)及び質の確保としての最低水準(以下「最低水準」という。)を事業対象期間の各期ごと(以下「各期」という。)に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替等や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：平成30年10月から平成31年4月まで

第2期：平成31年5月から平成32年4月まで

第3期：平成32年5月から平成32年9月まで

《契約延長した場合》

第4期：平成32年10月から平成33年4月まで

第5期：平成33年5月から平成34年4月まで

第6期：平成34年5月から平成34年9月まで

① 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、滞納者が納付する必要がある納付率を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別(現年度保険

料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料)に応じて設定し、これを達成目標とする。(別紙2-1参照)

[現年度保険料の達成目標の設定の考え方]

※保険料を納付すべき月数から納付期限までに納付された月数を除いた月数に対する納付期限を過ぎてから納付された月数の割合を督励納付率とする。

前期現年度督励納付率 [%] + (達成目標加算率 [%])

— 強制徴収による督励納付率 [%] — 特別催告状の効果による督励納付率 [%])

(詳しくは、別紙2-2達成目標等算出根拠及び達成目標等算出表参照)

[過年度1年目保険料の達成目標の設定の考え方]

前期現年度督励納付率 [%] + (達成目標加算率 [%])

— 強制徴収による督励納付率 [%] — 特別催告状の効果による督励納付率 [%])

(詳しくは、別紙2-2達成目標等算出根拠及び達成目標等算出表参照)

[過年度2年目保険料の達成目標の設定の考え方]

前期過年度1年目督励納付率 [%] + (達成目標加算率 [%])

— 強制徴収による督励納付率 [%] — 特別催告状の効果による督励納付率 [%])

(詳しくは、別紙2-2達成目標等算出根拠及び達成目標等算出表参照)

② 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付率について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別(現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料)に応じて設定する。(別紙2-1参照)

[現年度保険料の最低水準の設定の考え方]

前期現年度督励納付率 [%] — 強制徴収による督励納付率 [%] — 特別催告状の効果による督励納付率 [%]

(詳しくは、別紙2-2達成目標等算出根拠及び達成目標等算出表参照)

[過年度1年目保険料の最低水準の設定の考え方]

前期現年度督励納付率 [%] + (最低水準加算率 [%] — 強制徴収による督励納付率 [%] — 特別催告状の効果による督励納付率 [%])

(詳しくは、別紙2-2達成目標等算出根拠及び達成目標等算出表参照)

[過年度2年目保険料の最低水準の設定の考え方]

前期過年度1年目督励納付率 [%] + (最低水準加算率 [%])

— 強制徴収による督励納付率 [%] — 特別催告状の効果による督励納付率 [%])

(詳しくは、別紙2-2達成目標等算出根拠及び達成目標等算出表参照)

③ 達成目標等の見直し

上記①及び②により設定した第1期から第6期の達成目標及び最低水準については、設定の基礎となる前年度末の納付率（第1期については、平成30年9月末見込納付率、第4期については、平成32年9月末見込納付率）の増減に基づき、設定を見直すものとする。なお、これに伴う委託費の変更は伴わない。

天災地変、法令の制定又は改廃等の事由により、日本年金機構からの要請に応じて本事業を中止、停止又は一部停止した場合、民間事業者は日本年金機構と契約内容、達成目標及び最低水準の設定の見直しについて協議することができるものとする。

民間事業者は協議の申し入れを行う場合、本事業の中止、停止又は一部停止より再開した日から起算して30日以内に書面により日本年金機構に対して申し入れを行う。

(イ) 報告業務

報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定等に従って適切に行うこと。

(ウ) 委託費

① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を上記3(2)の契約期間の月数で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。なお、契約に変更があった場合は、日本年金機構と民間事業者が協議の上、別途定めるものとする。

② 事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置

落札金額を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、保険料の種別ごとに各期末の納付対象月数の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所別基本額」という。）について、次の(i)、(ii)及び(iii)のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

〔事務所別基本額の設定の考え方〕

各期別委託費（第1期から第6期） = 委託費 × 各期（上記3(4)(ア)に示す第1期から第6期）に係る月数／事業対象期間に係る月数

・滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所別基本額（現年度） = 各期別委託費 × 1／3

② 事務所別基本額（過年度1年目） = 各期別委託費 × 1／3

③ 事務所別基本額（過年度2年目） = 各期別委託費 × 1／3

(i) 達成目標を超過した場合の増額

・達成目標110%まで

各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

- ・達成目標110%超過から120%まで

各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

- ・達成目標が120%を超過した場合

各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

- (ii) 達成目標に達しなかった場合の減額

- ・達成目標が95%以上100%未満

各達成目標について、それぞれ未達成割合0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

- ・達成目標が80%以上95%未満

各達成目標について、それぞれ未達成割合0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

- ・達成目標が80%未満

各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、減額する額は各年金事務所別基本額の50%を限度とする。

- (iii) 各期末における被保険者数に対する各期間中の納付期限後納付月数の割合が前年度同月末における同左の割合を下回った場合の減額

各事務所別基本額（現年度）の2%の額を減額する。

なお、納付期限後納付月数とは、現年度保険料を対象とし、強制徴収による納付月数及び特別催告状の効果による納付月数を除いた月数である。

- ③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬

滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等となった件数1件につき、2,700円（税抜）を成功報酬として支払うものとする。

- ④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、下記（6）（ア）による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、93円（税抜）を支払うものとする。

- ⑤ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の（i）から（iii）までのいずれかに該当する場合には日本年金機構が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

（i） 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

（ii） 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

（iii） 上記i、iiのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

(5) 事業実施体制

(ア) 本事業を実施するため、民間事業者は、総括責任者、地域責任者及び従事人員について、原則直接雇用し必要な体制を整備すること。ただし、繁忙期等の業務実施体制を充足するため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）による従事人員等の確保を行う場合は、日本年金機構へ事前に書面により報告すること。

総括責任者については、受託業務全体の管理及び監督を担当し、事業実績（事業全体の実施結果や成果分析、督励計画の変更、事業の改善状況、品質管理状況、お客様対応の内容等）を、四半期ごとに開催する機構本部でのヒアリングやその他必要な機会に、日本年金機構へ報告すること。

地域責任者については、①担当地区の督励計画を作成し、業績の進捗管理を行うこと。②従事者の管理、監督及び育成を行い、適切な業務を推進すること。③担当する年金事務所との連携を図り、月例打合せ会議に出席し、事業実績を報告すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長（具体的な督励手法や滞納者情報等を管理）及び機構本部地域部長（地域内の各年金事務所の事業進捗状況を横断的に管理）、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長（全体の事業進捗状況を管理）とする。

(イ) 民間事業者は、納付督励等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、都道府県及び年金事務所ごとに定めた配置数（別紙1-2「年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧」参照）の設置を必須とすること。

また、上記の配置状況に応じて戸別訪問従事者の育成・指導を担当する訪問リーダーを配置すること。訪問リーダーの職務を果たす限りにおいて、戸別訪問との兼務は可とする。

なお、上記配置数は、滞納者に対する納付督励及び免除等申請手続の勧奨等業務の実施に最低限必要な人員として常勤職員に換算した員数で設定したものであり、民間事業者は、これに基づき配置した戸別訪問従事者の管理を適切に行い、他の督励手法と効果的に組み合わせて実施すること。

【配置の考え方】

- ・ 必須配置：各都道府県の滞納者数1.5万人あたりに1名の割合で配置し、そのうち各年金事務所において1人を必須配置とし、残りを都道府県単位での配置とする。
- ・ 特別配置：滞納者数が25万人を上回る都道府県は特別配置として、各都道府県の滞納者数1.0万人あたりに1人を必須配置とし、残りを都道府県単位での配置とする。

(ウ) 民間事業者は、事故防止と業務品質の管理、向上を担当する品質管理責任者を配置する。品質管理責任者は、本事業を客観的な立場から評価、指導するため受託業務を遂行する部署以外の部署に属する者が担当するものとする。

①受託業務を遂行する部署に対して、指揮命令系統上、上位にある部署である

こと。

②法33条に基づく業務を実施している部署以外の部署であること。

(エ) 民間事業者は、本事業に関するコンテンツを民間事業者のホームページに追加、又は専用のホームページを開設し、民間事業者の企業概要、受託業務の説明、送付文書等の補足説明、お客様からの意見等の聴取、その他必要なお知らせを行うものとする。

(オ) 日本年金機構は、委託業務の遂行に関する必要な事項やコンプライアンス事項等を内容とする「業務ガイドライン」を作成し、民間事業者に提示する。民間事業者は、「業務ガイドライン」を基に受託業務の遂行に必要な「業務マニュアル（トークスクリプトを含む）」及び「業務Q&A」を作成し従事者を教育すること。

なお、「業務マニュアル」及び「業務Q&A」の使用に当たっては、日本年金機構に事前の承認を得ることとし、日本年金機構に写しを提供すること。

(カ) 民間事業者は、従事者に対し、委託業務の開始前まで又は委託業務開始後に初めて委託業務を行う従事者の業務開始前までに、以下の内容について研修を実施すること。また、業務開始後においても、毎月、以下の内容について、個人情報等の取扱いを含む1項目以上の研修を実施し、業務品質の維持・向上に努めること。

- ・年金制度の理解
- ・接遇、マナー
- ・コンプライアンス（委託業務における遵守事項及び禁止行為、違反した場合の処分、交通法規及び社会規範の遵守等）
- ・個人情報等の取扱い（個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定、個人情報等の保護に係る就業規則等に違反した場合の処分、情報漏えいとその影響、インシデントが発生した場合の手順、その他必要な留意事項等）

研修の実施にあたっては、各期開始前までに各期における毎月の研修計画を策定し、日本年金機構にその写しを提供する。また、各期間中に研修計画を変更する場合は、修正した研修計画の写しを事前に日本年金機構に提供する。

なお、機構本部国民年金部が特に重要な事項と判断したものは、要請に応じて臨時の研修を実施すること。

(キ) 事業の実施に当たり、設備、環境等はすべて民間事業者が用意するものとする。

ただし、民間事業者に使用させることができる物品は下記6のとおりとする。また、戸別訪問による手法を実施する際の個人情報等の携行については、下記8(2)

(ア) ②のとおりとする。

(6) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 滞納者の情報

機構本部は、滞納者に係る情報を原則として毎週、外部電磁的記録媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去25か月間の保険料納付状況及び

免除等承認状況)、加入記録など

③ 被保険者に対する督促の事蹟

注1 新規滞納者については、事象発生の翌週又は翌々週に提供される情報に反映される。

注2 強制徴収対象者については、本事業の対象とならないため、提供する情報には含まれない。

注3 特別催告状の発送対象者である場合は、その旨を付して提供する。

注4 免除等勧奨対象者である場合は、その旨を付して提供する。

注5 全額免除等の基準に該当する者である場合は、その旨を付して提供する。

併せて、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置により、事業に必要な範囲内で情報を提供する。

(イ) 年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況

機構本部は、毎月1回、納付率及び納付月数等の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

(ウ) その他各種情報等

機構本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督促スケジュールに合わせて、下記のスケジュールや参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発送する日程及び対象者）
- ・ 催告状発送スケジュール（各年金事務所が催告状を発送する日程及び対象者）
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所を選定した者）

(7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、日本年金機構は、機構本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言、提案、指導を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

(8) 業務の引継ぎ

本業務を新たに実施することとなった民間事業者（以下「次期事業者」という。）は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の民間事業者から遺漏なく業務の引き継ぎを受けるものとする。

日本年金機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者及び次期事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の民間事業者の負担とする。

4 受託事業者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

(a) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者。

(イ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）。

(ウ) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑦ 当該業務の業務委託契約書に定める指示を受け、かつ日本年金機構が定める期間の末日までに必要な措置を講じない等、業務の改善が見られなかったとき

(b) 次の資格を満たす者であること。

(ア) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(イ) 当該業務を確実に実施できる者であること。

(ウ) 過去3年以内に当該業務又は類似の業務を完了した実績を有している者であること。

(エ) 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引をしているなどの関連がない者であること。

(オ) 過去3年以内に以下の各号のいずれかの事実には該当していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されていると認められる者であること（ただし、日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている期間中の者を除く）。

- ① 重大な法令違反を行った
- ② 監督官庁から行政処分を受けた
- ③ その他重大な不祥事を起こした

(カ) 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては3分の1）を占めていない者であること。

- (キ) 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (ク) 個人情報等の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001又はJISQ27001認証取得事業者であること。
- (ケ) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、
- ・ 直近2年間について保険料の未納がない者であること
 - ・ 直近2年間について、90日間以上又は3か月分以上連続して保険料を滞納したことがない者であること。
- また、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (コ) 直近2年間に支払うべき上記(ケ)以外の公租公課に未納がない者であること。
- (サ) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者を従事させることができる者であること。
- (シ) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
- ① 自社で本業務の内容の全てが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までジョイント・ベンチャー（共同企業体）を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー（共同企業体）に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（a）及び（b）の条件を満たすこと。
 - ③ 代表企業は、本業務の履行に際し、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）を代表して日本年金機構と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及びジョイント・ベンチャー（共同企業体）に属する財産を管理する権限を有する者とする。

(2) 民間競争入札に参加する者の募集

(ア) 入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す8地域について、13の「対象地区」を入札単位とする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）

及び上記（１）の入札参加資格に関する書類を提出するものとする。

＜入札書の内容＞

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記３（２）に示す契約（事業対象）期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策の実施に必要な設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとし、これを記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。）

＜企画提案書の内容＞

入札参加者が提出する企画提案書には、上記３（４）（ア）に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載すること。（詳細については、別紙３「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。）

- （i）基本的考え方
- （ii）財務内容の健全性
- （iii）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価
- （iv）実施体制
 - a 組織関係
 - b 運営管理
- （v）業務従事者の教育及び活動管理
- （vi）入札参加者の業務経験
- （vii）滞納者に対する国民年金保険料の納付督促（免除等申請手続勧奨）業務
- （viii）達成目標の達成に向けた事業スケジュール

＜企画提案書の添付資料の内容＞

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

- （i）企画提案書概要版
（注）企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。
- （ii）実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図
- （iii）民間事業者の概要に関する資料
 - a 民間事業者の概要に関する資料
 - b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

（イ）民間競争入札に係るスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------|
| ① 入札公告 | 平成３０年５月下旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成３０年６月上旬頃 |
| ③ 入札説明会後の質問期限 | 平成３０年６月中旬頃 |

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。

- | | |
|--|------------|
| ④ 企画提案書提出期限 | 平成30年6月下旬頃 |
| ⑤ 評価委員会（企画提案書の評価）及び
入札参加者によるプレゼンテーション | 平成30年7月上旬頃 |
| ⑥ 入札書提出期限 | 平成30年7月上旬頃 |
| ⑦ 開札 | 平成30年7月上旬頃 |
| ⑧ 契約の締結 | 平成30年7月下旬頃 |

（3）落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

（ア）評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施件数に関し、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価は、機構本部に機構役職員と学識経験者などの外部委員で構成する評価委員会を設置し、決定するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

（イ）落札者の決定

- ① （1）の入札参加資格を満たした入札参加者について、上記（ア）の評価方法において必須とされた項目の要件を満たした提案に対し、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※ 計算式

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(1200点満点) (400点満点)

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。
- ⑤ ④の再度の公告と入札を実施することとなった場合、落札者となるべき者が事業を開始するまでの期間、入札対象地区の現契約者の契約期間を、日本年金機構と民間事業者が協議の上、最長で6か月間延長することができるものとする。

なお、現契約者との協議は、再度の入札の不落後速やかに開始するものとする。

※「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内である入札がない時、条件などを変更しないで直ちに同一参加者により行う入札をいう。

※「再度の公告と入札」とは、再度の入札によっても落札者がいない場合、必要に応じ入札条件等の見直しを行った上で公告を実施し、日時を改めて行う入札をいう。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記3(2)に示す契約(事業対象)期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

6 民間事業者を使用させることができる物品

- (1) 民間事業者が、本事業を行うために滞納者の納付状況を確認する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置を無償で貸与できるものとする。
- (2) 民間事業者が、上記(1)の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申請書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- (3) 民間事業者は、上記(2)により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

- (4) 民間事業者は、上記(2)により使用を認められた物品に係る機器管理責任者及び操作担当者について、その物品を使用する前に、日本年金機構が定める様式により登録し承認を得ること。なお、操作担当者については日本年金機構が指定する年金事務所にてID、パスワードの取得及び生体認証を行うとともに秘密の保持等のための措置を講じること。
- (5) 機器管理責任者は、上記(2)により使用を認められた物品について、立ち入りを許可されていない者が容易に立ち入ることができない施錠可能な事務室内にて、盗難又は紛失を防止するため、上記(2)により使用を認められた物品に対してセキュリティワイヤーロックやその他直接的かつ物理的な手段で安全管理措置を講じた上で使用し、使用しない時は、同事務室内の施錠管理可能な保管庫にて保管すること。
- (6) 民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- (7) 上記(2)により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返納通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返却しなければならない。
- (8) 上記(2)により使用を認められた物品の使用については、この実施要項に定めるもののほか、窓口装置等の使用に関する日本年金機構諸規程等の規定を準用し、必要に応じてその規定に基づいた使用方法を日本年金機構から指示する。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- (1) 民間事業者が滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条の規定は適用しない。
- (2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

(ア) 事故報告

民間事業者は、本事業の実施において、事故が発生したときは、速やかに日本年金機構に報告しなければならない。

また、事業実施に関して、個人情報等や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑わ

れる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を日本年金機構に報告しなければならない。

(イ) 調査

- ① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。
- ② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。
- ③ 民間事業者は、上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。
- ④ 日本年金機構は、①に定める場合のほか、民間事業者の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、民間事業者に必要な報告を求めることができるものとする。この場合、日本年金機構は、民間事業者に対し、業務遂行上必要な指導を行うこととし、研修の実施、状況の改善及び改善結果の報告を求めることができるものとする。
- ⑤ 日本年金機構は、国の日本年金機構に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、民間事業者に対し当該業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(ウ) 品質保持

- ① 日本年金機構は、委託業務の品質を保持するため、民間事業者に対して滞納者を実施した納付督促（免除等申請手続の勧奨業務を含む。）の実施内容について、その事蹟（以下②通話録音を含む。）の提出を求めることができる。なお、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合は、これに応じなければならない。
- ② 民間事業者は、電話督促を行う際の受発信すべての通話について録音を行い、通話録音データを5か月以上保管すること。また、通話録音を行っていること及びその利用目的について、あらかじめ民間事業者のホームページに掲載するほか、受電時においてアナウンスする等、その他、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく必要な対応を行うこと。
- ③ 品質管理責任者は、従事者の督促活動をモニタリングするなどして督促活動の実態を把握し、業務の改善策を検討、実施するとともに、事業実施状況、個

個人情報等の取扱い及び情報セキュリティ対策の履行状況を自主的に点検し、品質の向上と事故の未然防止に関する実施結果を毎月20日（当該日が土・日曜日又は祝祭日の場合は翌平日）までに機構本部に報告する。なお、日本年金機構は、更なる確認等が必要と認められる場合は、上記（イ）の調査を行うものとする。

- ④ 上記③の点検結果又は日本年金機構が上記（イ）により実施する調査により、情報セキュリティ対策等の履行が不十分であることが判明した場合、日本年金機構は、総括責任者等へ指導を行い、不十分な対策の改善及び改善の履行を指示することができることとする。
- ⑤ 民間事業者は、業務従事者に対し、3（5）（カ）に基づく教育・研修を実施し、コンプライアンスを徹底させること。また、民間事業者は、業務従事者の活動状況（訪問経路、督励内容等）を日々監視し、不正や事故を未然に防止するための措置を講ずること。なお、活動状況の監視結果については月1回以上点検することとし、日本年金機構より求めがあった場合は、当該結果を報告すること。
- ⑥ 民間事業者は、上記3（5）（カ）に基づく研修資料等、教育・研修・訓練の実施結果の提出を日本年金機構から求められた場合には、速やかに提出すること。なお、民間事業者が実施する研修において、上記3（5）（カ）で示す研修項目を全て実施していない又は3（5）（カ）に基づき策定した研修計画が計画どおり履行されないと日本年金機構が確認した場合、日本年金機構は、総括責任者等へ指導を行い、研修内容の改善及び研修の実施について、民間事業者に指示することができる。

（エ） 指示

日本年金機構は、下記①から④のいずれかに該当する場合、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきこと又は業務改善を指示することができる。また、下記④のうち個人情報等の取扱い及び秘密保持並びに情報セキュリティ対策について、必要な措置をとるべきこと又は業務改善を指示した場合、措置又は改善が確認できるまでの間、民間事業者に事業を中止又は停止させることができる。ただし、この場合、上記3（4）（ア）③による達成目標等の見直しについての協議は行わないものとする。

なお、日本年金機構からの指示は、国民年金部長から契約受託者に対し、また、地域部長から地域責任者に対し行うものとする。

- ① 民間事業者の実績が上記3（4）（ア）において設定した全ての最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合
- ② 民間事業者の実績が上記3（4）（ア）において設定したいずれかの最低水準について、達成率が90%を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合
- ③ 企画提案書に基づく督励実施計画の実施状況等について、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると判断した場合
- ④ 上記4（2）（ア）②に定める「総合評価基準（技術評価）」の必須項目を

満たしていないと判断した場合

(2) 秘密の保持等

(ア) 個人情報等の取扱い

- ① 民間事業者は、日本年金機構から提供された滞納者の個人情報等及び業務上知り得た個人情報等については、個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。
また、当該個人情報等については、本事業以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、滞納者の個人情報等を携行する場合には、パスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を用意してこれを利用することとし、紙媒体等による個人情報等を携行してはならない。
- ③ 民間事業者は、個人情報等の取扱い状況に係る規定等の遵守状況について、定期的に点検・監査を行うとともに、その記録を管理すること。
- ④ 民間事業者は、本事業の実施期間中に作成した個人情報等の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の完全消去又は廃棄等を行うこととし、その結果を日本年金機構に報告する。

なお、委託期間終了時に保管している上記（1）（ウ）②の通話録音データのうち直近5か月分については、日本年金機構が通話内容を確認可能な方法により、委託期間終了後速やかに、日本年金機構へ提出すること。ただし、委託期間終了後も引き続き、同一の民間事業者が本事業を実施する場合は、提出を不要とする。

(イ) 秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）第31条第3項の規定により罰則が適用される。

(ウ) 個人情報等を取り扱う端末等のセキュリティ対策

- ① 業務の履行場所に関する事項
 - (i) 民間事業者は、戸別訪問を除き、入退室管理が可能である特定の事務室（以下「特定の事務室」という。）で委託業務を行うこと。なお、入退室管理とは、電子錠、生体認証又はそれに準ずる設備により、関係者のみが知り得る（持ち得る）情報によって入退室が管理されているものとする。
 - (ii) 民間事業者は、特定の事務室への入退室の状況を記録し、当該記録の点検を少なくとも月1回以上行うこと。
 - (iii) 民間事業者は、サーバ等の機器を設置する場所について入退室の権限を

有する者を限定し、入退室記録の管理が可能な措置を講ずること。

- (iv) 民間事業者は、特定の事務室内の整理整頓に心がけ、火気等には十分留意すること。
- (v) 民間事業者は、従事者の私物の携帯電話（スマートフォンを含む）及び撮影できる機器並びに記録媒体について、特定の事務室へ持ち込むことを禁止すること。ただし、業務用として総括責任者又は地域責任者が認めたものは除くこととし、その他の私物については必要最低限とするよう努めるものとする。

② 個人情報等を記録した記録媒体の取扱い

- (i) 民間事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等について、目的外利用を行ってはならない。また、受付、搬送等の委託業務の実施に必要な場合を除き、特定の事務室以外の場所へ持ち出してはならない。
- (ii) 委託業務で取り扱う個人情報等を記録した記録媒体（以下「媒体等」という。）の受付、搬送については、その途上における漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。
- (iii) 民間事業者は、媒体等の管理にあたっては、使用状況等（受領日、受領者、保管場所、使用者、使用日時、情報機器への取り込みの有無、返却日、返却者等）の管理台帳を作成し、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。また、機構から管理台帳の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (iv) 民間事業者は、保管庫の鍵を厳重に管理するとともに、鍵の貸出状況等を記録し、定期的に当該記録の検査を行うこと。
- (v) 民間事業者は、媒体等の全部又は一部の複写複製等を行うことは、日本年金機構の指示があった場合を除き禁止することとし、複写複製等の防止措置を講ずること。

ただし、委託業務の実施にあたり、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ日本年金機構の書面による承認を受けること。

- (vi) 民間事業者は、媒体等の複写複製等を行った場合、当該複写複製物等についても、上記（iii）に準じた取扱いを行うこと。
- (vii) 民間事業者は、外部電磁的記録媒体の受渡し及び移送に際し、電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号化方式等を利用し、パスワードの設定を行うこと。なお、具体的な暗号化及びパスワードの設定方法等については、日本年金機構から別途提示される方法によること。
- (viii) 民間事業者は、媒体等の複写複製物等、その他委託業務の実施にあたり作成、汚損、毀損した個人情報等については、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法により、完全消去又は廃棄を行うこととし、その結果を日本年金機構に報告すること。
- (ix) 民間事業者は、日本年金機構から貸与された媒体等は業務終了後又は日本年金機構から指示があった場合、速やかに返還すること。

(x) 民間事業者は、業務終了時には日本年金機構に対し、日本年金機構が定める様式により個人情報等の返却・廃棄等に関する報告を行うこと。

③ 電子計算組織に係る安全管理措置

- (i) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織について、インターネットから物理的又は論理的に隔離すること。
- (ii) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において通信ネットワークを構築する場合は、閉域網又は専用回線を使用し、この通信経路はインターネットに接続してはならない。
- (iii) 民間事業者は、委託業務の実施にあたり、個人情報等を取り扱う電子計算組織にアクセスできる従事者を必要最小限に特定し、当該者についてのみアクセス権限を付与すること。
- (iv) 民間事業者は、アクセス権限を付与された従事者に、個人を識別できるIDを付与した上で、ID及びアクセス権限の付与・停止・抹消の履歴を記録、保存すること。アクセス権限については、業務内容や責任の範囲を勘案し、厳正な管理運営を行うこと。
- (v) 民間事業者は、アクセス記録及び作業ログを取得、分析するとともに、その記録を契約終了日から1年間保存すること。
- (vi) 民間事業者は、アクセス権限に係るパスワードを90日経過するごとに変更すること。
- (vii) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機にウイルス対策ソフトを導入し、その機能を常に有効にすること。また、毎営業日、ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用するとともに、ウイルススキャンを実施すること。
- (viii) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織のセキュリティパッチを月1回以上定期的に適用すること。ただし、著しい脆弱性が発見された等緊急措置が必要な場合には、速やかにセキュリティパッチを適用すること。
- (ix) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、サポートが終了しているソフトウェアを使用しないこと。
- (x) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取扱う電子計算組織において、動作可能なウイルス対策ソフトが存在しない場合あるいはウイルス対策ソフトの適用によって動作保証が得られなくなる又は動作に不具合が生じる場合は、日本年金機構と協議の上、上記(vii)(viii)各々の代替措置を講じること。
- (xi) 民間事業者は、アクセス記録及び委託業務で個人情報等を取扱う電子計算組織の監視を行うとともに、監視状況に係る監査を定期的に行うこと。また、日本年金機構より求めがあった場合は、当該監査結果を報告すること。
- (xii) 民間事業者は、情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時、迅速に電子計算組織の稼働を回復するための措置又は委託業務を回復する

ための措置等を講ずること。また、重大な障害発生時においては、委託業務の履行を補完できる体制を構築すること。

(x iii) 民間事業者は、委託業務で個人情報等を取扱う電子計算機の盗難又は紛失等を防止するため、電子計算機に対してワイヤーロックやその他直接的かつ物理的な手段で安全管理措置を講ずること。

(x iv) 民間事業者は、個人情報等を取り扱う電子計算機の記録機能を有する機器への不正アクセスを防止するため、外部電磁的記録媒体の物理的又は技術的な接続制限等の措置を講ずること。

業務上、外部電磁的記録媒体の接続が必要な場合は、日本年金機構との業務のみで使用する外部電磁的記録媒体を用いることとし、その取扱者を限定するとともに、接続する前に外部電磁的記録媒体のウイルススキャンを実施すること。また、外部電磁的記録媒体については、日本年金機構との業務以外では使用したことの無いものとする。

(x v) 民間事業者は、戸別訪問従事者等が携行する情報端末に対して情報セキュリティ対策を講ずること。なお、情報端末へのログイン方法、端末認証、モバイルデバイス管理ツールの適用等、具体的な措置内容については、日本年金機構から別途提示する方法によること。

(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(ア) 禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、21時から8時までの間は電話や訪問等の督励行為を実施してはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 滞納者以外の者に対して、滞納者の保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）をしてはならない。
- ④ 滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために滞納者の個人情報等を収集又は使用する行為をしてはならない。
- ⑥ 本事業により知りえた秘密を、他に漏らし、目的外に使用し又は盗用してはならない。
- ⑦ 滞納者から金員を受け取ること及び預かることをしてはならない。
- ⑧ 滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑨ 滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑩ 滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。
- ⑪ 上記(2)(ア)②のとおり、紙媒体等による滞納者の個人情報等を携行し

てはならない。

(イ) 従事者及び免除等申請書受領印の報告

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び直近2年間について国民年金の未加入及び保険料の滞納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。また、指定全額免除申請事務取扱者の指定を受けた民間事業者については、上記3(1)(イ)の業務を行う際に使用する免除等申請書受領印について、あらかじめ使用する従事者ごとに日本年金機構に報告するものとする。

(ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本事業に従事する者が、戸別訪問や納付相談会等、面接の方法により滞納者に対して保険料の納付督促（免除等申請手続の勧奨を含む。）を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構は、上記3(6)(ア)の滞納者等の情報及び(ウ)のスケジュール等を事業開始日前に提供することとする。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。
- ③ 日本年金機構及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本事業の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

(オ) 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、法第33条第5項の規定に基づき、本事業に係る会計その他業務の実施状況を記録した帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間を経過する年度末まで保存しなければならない。

(カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。また、業務の主体的部分を除く一部であっても、個人情報等が目に触れる業務を再委託することはできない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、その他運営管理の方法について記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う必要がある場合には、事前に再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、その他運営管理の方法について、日本年金機構の書面による承認を得るものとする。
- ④ 日本年金機構の承認を受けた場合には、再委託先と本契約にて民間事業者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び以下の項目が盛り込まれた契約を締結し、その写しを日本年金機構へ提出すること。
 - ・ 民間事業者の再委託先に対する監査・報告徴収に関する権限。
 - ・ 日本年金機構の再委託先に対する監査・報告聴取に関する権限。
 - ・ 再委託先における個人情報等の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止。
 - ・ 再委託先における個人情報等保護のための体制の整備及び安全管理措置。
 - ・ 再々委託の禁止。
 - ・ 個人情報等の漏えい等が発生した場合の民間事業者の責任。
- ⑤ なお、本業務において主体的部分を除く一部とは、民間事業者が滞納者に対して送付する文書の作成（上記２（２））、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織及び通信ネットワークの保守点検に限る。ただし、いずれも個人情報等が目に触れる業務であれば再委託することはできない。
- ⑥ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し前記（２）及び（３）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑦ 日本年金機構は、再委託先の監督を民間事業者に求めるものとする。
- ⑧ 再委託先に対する委託要領については、前記（２）の事項を必ず規定すること。
- ⑨ 再委託の承認を受けた場合においても、民間事業者は再委託先の行為について全責任を負うものとし、受託義務に違反した場合、日本年金機構は再委託の承認を取り消すとともに、民間事業者は日本年金機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

(ク) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、上記3（2）により契約期間を延長する場合、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。（ただし、上記3（4）（ア）による前年度末の納付率の増減に基づく達成目標及び最低水準の設定の見直しを除く。）

（ケ） 督励実施計画の変更

民間事業者は、第2期以降の上記3（1）（ウ）①について、本事業の実施状況や達成目標の実績等を踏まえ、より効果的な督励手法や実施件数等について、日本年金機構の承認を得て変更することができるものとする。

（コ） 契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号のいずれかに該当するとき。
- ② 法第33条第9項第1号から第4号及び第5号イからハのいずれかに該当するとき。
- ③ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき。
- ④ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
- ⑤ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
- ⑥ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑦ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- ⑧ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- ⑨ 国民年金法第109条の2第6項の規定により、指定全額免除申請事務取扱者の指定が取り消されたとき。
- ⑩ 上記（1）（エ）に定める指示に対し、一定期間において最低水準を下回る場合及び正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られない場合等に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき。
- ⑪ 日本年金機構が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- ⑫ 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- ⑬ 民間事業者の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ⑭ 本契約の履行につき、不適切な行為があり、日本年金機構の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

- ⑮ 民間事業者又はその従事者が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ⑯ 本契約又は実施要項等に定められた内容に違反したとき。
- ⑰ 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ⑱ 日本年金機構が民間事業者の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- ⑲ 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- ⑳ 民間事業者の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- ㉑ 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- ㉒ 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- ㉓ 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- ㉔ 反社会的勢力と判明した場合、反社会的勢力を構成する者について当該業務を統括する者又は従業員としている場合、又は反社会的勢力と取引がある場合。なお、取引とは社会的に避難されるべき関係を有していることを含み、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
 - (i) 日本年金機構が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - (ii) 日本年金機構が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (iii) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- ㉕ 日本年金機構との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- ㉖ 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
- ㉗ 民間事業者が本契約締結以前に日本年金機構に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- ㉘ 民間事業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは検察官に送致されたとき又はこれらの状況に至ったことを民間事業者が日本年金機構に報告しなかったことが判明したとき。
- ㉙ 民間事業者が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを民間事業者が日本年金機構に報告しなかったことが判明したとき。

(サ) 委託契約解除時の取扱い

上記(コ)に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までの期間に係る委託費を支給する。

- ② この場合、民間事業者は、契約金額から上記①の金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額を違約金として日本年金機構の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が上記②の金額を日本年金機構の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、日本年金機構から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- ⑤ 上記3（4）（ア）に定める各期の期中で契約を解除した場合は、当該期の期間の期末を契約解除の日が属する年月に読み替える。

9 民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 日本年金機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、日本年金機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する場合は、日本年金機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在するときは、民間事業者は日本年金機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

10 事業に係る評価に関する事項

（1）事業の実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成31年12月頃を予定）を踏まえ、本事業の実施状況については、第1期終了時点における状況を委託者が調査するものとする。

（2）調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

（3）調査項目

（ア）国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数

- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果
- (オ) 事業の運営に要した費用

(4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所又は民間事業者と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

(5) 実施状況等の提出

日本年金機構理事長は、上記(3)の調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、上記(1)の評価を行うために、平成31年10月をめぐりに総務大臣及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ提出するものとする。

1.1 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

日本年金機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、国民年金部長が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(ウ) 民間事業者は、上記3(1)(イ)の業務における全額免除等の申請の委託を受ける業務を行うため、業務開始前までに国民年金法第109条の2の規定に基づき「指定全額免除申請事務取扱者」の指定を受けること。

(4) 情報セキュリティ対策の要求水準の変更

(ア) 契約締結後、日本年金機構は、日本年金機構個人情報保護管理方針（プライバ

シーポリシー)、日本年金機構情報セキュリティポリシー等の改定により、契約書及び実施要項等に定める情報セキュリティ対策の要求水準を変更させる場合がある。この場合、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合には、情報セキュリティ対策を変更した場合の影響調査を行い、その対処方法を検討することとし、影響調査の結果を書面にて速やかに日本年金機構に提出すること。

(イ) 日本年金機構は、上記(ア)の影響調査の結果を踏まえ、民間事業者の対処方法及びその履行について、民間事業者と協議することができる。

(5) 民間事業者の報告等方法

(ア) 本実施要項等の定めにより、日本年金機構へ報告又は提出が求められているものについては、原則、外部電磁的記録媒体(個人情報等が含まれない場合はセキュアUSBメモリ)又は紙媒体で行うものとする。なお、日本年金機構が認めた場合に限り、FAXでのやりとりを可とする。

(注) セキュアUSBメモリは、電子データを格納する際、自動的に暗号化される外部電磁的記録媒体であり、日本年金機構より貸与する。セキュアUSBメモリの引渡し方法及びパスワード等の取扱いについては、別途日本年金機構より連絡する。

(イ) 個人情報等が含まれる外部電磁的記録媒体又は紙媒体により移送する場合、民間事業者は、日本年金機構に直接持参するか、又は追跡可能な方法により送付するものとする。

なお、送付する場合、民間事業者は、送付物の送付事蹟を記録(送付物、宛先、送付年月日、到着年月日、追跡証書(特定記録郵便追跡番号等)等)すること。

(ウ) 日本年金機構とのやりとりで使用する外部電磁的記録媒体については、データの機密性を確保するため、パスワードを設定すること。

なお、パスワードは、3か月以上同一のものを使用しないこととする。

(別紙1-1)対象地区等一覽

地域	項番	対象地区名	都道府県名	対象 年金事務所数	合計	滞納者数 (H29.3末時点)	訪問従事者 必須配置数
北海道	1	北海道地区	北海道	16事務所	16事務所	260,287人	27人
東北	2	東北①地区	青森	4事務所	13事務所	143,253人	14人
			岩手	5事務所			
			秋田	4事務所			
	3	東北②地区	宮城	6事務所	17事務所	249,548人	20人
			山形	5事務所			
福島			6事務所				
北関東信越	4	北関東信越②地区	埼玉	8事務所	8事務所	447,123人	45人
	5	北関東信越③地区	群馬	5事務所	20事務所	250,219人	22人
			新潟	8事務所			
			長野	7事務所			
南関東	6	南関東①地区	千葉	7事務所	7事務所	365,917人	37人
	7	南関東②地区	東京(東部)	23事務所	23事務所	723,659人	73人
	8	南関東④地区	神奈川	13事務所	13事務所	525,569人	53人
中部	9	中部①地区	富山	4事務所	24事務所	433,012人	45人
			石川	4事務所			
			愛知	16事務所			
	10	中部③地区	岐阜	6事務所	11事務所	159,811人	12人
三重			5事務所				
近畿	11	近畿①地区	福井	3事務所	15事務所	266,276人	20人
			滋賀	3事務所			
			京都	6事務所			
			奈良	3事務所			
中国	12	中国②地区	広島	8事務所	14事務所	160,374人	14人
			山口	6事務所			
四国	13	四国地区	徳島	3事務所	15事務所	145,650人	15人
			香川	3事務所			
			愛媛	5事務所			
			高知	4事務所			
				合計	196事務所	4,130,698人	397人

(別紙1-2)年金事務所別対象区域・訪問従事者必須配置数等一覧

1. 北海道地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置 【特別配置】
北海道	北海道	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区	44,578人	83,457km ²	6	1名	11名
		札幌西	札幌市のうち中央区、南区	23,257人			1名	
		函館	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅渚郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡	22,546人			1名	
		旭川	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。) 空知郡(岩見沢及び砂川年金事務所管内の地域を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。) 西尾沼のうち樺加内町	21,729人			1名	
		釧路	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡	17,216人			1名	
		岩見沢	岩見沢市 夕張市 美唄市 三笠市 空知郡のうち南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町	5,608人			1名	
		室蘭	室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡	6,667人			1名	
		小樽	小樽市 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡(室蘭年金事務所管内の地域を除く。) 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡	9,497人			1名	
		北見	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡	12,264人			1名	
		帯広	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町及び本別町 足寄郡 十勝郡	14,916人			1名	
		砂川	砂川市 戸別市 赤平市 滝川市 歌志内市 深川市 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡(岩見沢年金事務所管内の地域を除く。) 雨竜郡(旭川年金事務所管内の地域を除く。)	4,235人			1名	
		稚内	稚内市 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡	2,406人			1名	
		留萌	留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡	1,166人			1名	
		苫小牧	苫小牧市 白老郡 勇払郡(旭川年金事務所管内の地域を除く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 白高郡	14,510人			1名	
		札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩郡	35,828人			1名	
		新さっぽろ	札幌市のうち厚別区、清田区 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市	23,864人			1名	
		県合計	260,287人	27名				
1県			260,287人	83,457km ²	6	27名		

2. 東北①地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
東北	青森	青森	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町、七戸町及び東北町	14,703人	9,645km ²	0	1名	1名
		八戸	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町及びおいらせ町 三戸郡	20,182人			1名	
		弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	23,965人			1名	
		むつ	むつ市 上北郡のうち横浜町及び六ヶ所村 下北郡	4,628人			1名	
		県合計	63,478人	5名				
	岩手	盛岡	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	18,485人	15,279km ²	0	1名	0名
		一関	一関市 大船渡市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡	11,295人			1名	
		宮古	宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡	5,063人			1名	
		二戸	二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	4,520人			1名	
		花巻	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	8,245人			1名	
	県合計	47,608人	5名					
	秋田	秋田	秋田市 男鹿市 潟上市 山本郡のうち三種町 南秋田郡	14,948人	11,636km ²	0	1名	0名
		鷹巣	北秋田市 能代市 大館市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡(秋田年金事務所管内の地域を除く。)	6,251人			1名	
		大曲	大仙市 横手市 湯沢市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	8,347人			1名	
		本荘	由利本荘市 にかほ市	2,621人			1名	
	県合計	32,167人	4名					
3県			143,253人	36,580km ²	0	14名		

3. 東北②地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
東北	宮城	仙台南	仙台市のうち若林区、太白区 名取市 岩沼市 亶理郡	26,949人	6,892km ²	9	1名	2名
		仙台北	仙台市のうち青葉区、泉区 富谷市 黒川郡	30,072人			1名	
		石巻	石巻市 気仙沼市 東松島市 牡鹿郡 本吉郡	13,933人			1名	
		古川	大崎市 登米市 栗原市 加美郡 遠田郡	18,060人			1名	
		仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡	20,902人			1名	
		大河原	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡	7,966人			1名	
		県合計		117,882人			8名	
	山形	山形	山形市 上山市 天童市 東村山郡	13,506人	6,652km ²	1	1名	0名
		鶴岡	鶴岡市 酒田市 東田川郡 飽海郡	9,002人			1名	
		米沢	米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	7,463人			1名	
		新庄	新庄市 尾花沢市 北村山郡 最上郡	4,249人			1名	
		寒河江	寒河江市 村山市 東根市 西村山郡	4,819人			1名	
		県合計		39,039人			5名	
	福島	東北福島	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	19,781人	13,783km ²	0	1名	1名
		平	いわき市 双葉郡	20,014人			1名	
		郡山	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	29,796人			1名	
		会津若松	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	12,061人			1名	
		相馬	相馬市 南相馬市 相馬郡	4,510人			1名	
		白河	白河市 西白河郡 東白川郡	6,465人			1名	
		県合計		92,627人			7名	
	3県			249,548人	27,327km ²	10	20名	

4. 北関東信越②地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置 【特別配置】
北関東 信越	埼玉	浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市	94,128人	3,768km ²	0	1名	37名
		熊谷	熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡	40,753人			1名	
		川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く。) 比企郡	87,879人			1名	
		大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡	59,588人			1名	
		春日部	春日部市 さいたま市のうち岩槻区 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 南埼玉郡 北葛飾郡	44,063人			1名	
		秩父	秩父市 秩父郡	4,368人			1名	
		所沢	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町	49,678人			1名	
		越谷	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市	66,666人			1名	
	県合計		447,123人	45名				
1県			447,123人	3,768km ²	0	45名		

5. 北関東信越③地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
北関東 信越	群馬	前橋	前橋市 伊勢崎市 佐波郡	31,007人	6,392km ²	0	1名	2名
		桐生	桐生市 みどり市	7,497人			1名	
		高崎	高崎市 藤岡市 富岡市 安中市 多野郡 甘楽郡	25,075人			1名	
		渋川	渋川市 沼田市 北群馬郡 吾妻郡 利根郡	11,734人			1名	
		太田	太田市 館林市 邑楽郡	20,714人			1名	
		県合計					96,027人	7名
	新潟	新潟西	新潟市のうち中央区、西区、西蒲区 佐渡市	16,714人	10,364km ²	2	1名	0名
		長岡	長岡市 小千谷市 魚沼市 三島郡	9,919人			1名	
		上越	上越市 糸魚川市 妙高市	6,293人			1名	
		三条	三条市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	7,064人			1名	
		新発田	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡	8,084人			1名	
		柏崎	柏崎市 刈羽郡	2,036人			1名	
		新潟東	新潟市のうち北区、東区、江南区、秋葉区、南区 五泉市 東蒲原郡	15,400人			1名	
		六日町	南魚沼市 十日町市 南魚沼郡 中魚沼郡	4,570人			1名	
	県合計			70,080人	8名			
	長野	長野南	長野市 千曲市 埴科郡 上水内郡(長野北年金事務所管内の地域を除く。)	16,998人	13,105km ²	0	1名	0名
		岡谷	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	7,285人			1名	
		飯田	飯田市 下伊那郡	5,704人			1名	
		松本	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡	22,191人			1名	
		小諸	小諸市 上田市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡	19,552人			1名	
		伊那	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	6,308人			1名	
長野北		須坂市 中野市 飯山市 上高井郡 下高井郡 上水内郡のうち信濃町及び飯綱町 下水内郡	6,074人	1名				
県合計			84,112人	7名				
3県				250,219人	29,861km ²	2	22名	

6. 南関東①地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置 【特別配置】
南関東	千葉	千葉	千葉市のうち中央区、若葉区、緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 長生郡 夷隅郡	59,094人	5,082km ²	0	1名	30名
		船橋	船橋市 八千代市 印西市 白井市 印旛郡(幕張年金事務所管内の地域を除く。)	52,261人			1名	
		木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡	45,548人			1名	
		佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑛市 香取郡	25,504人			1名	
		松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市	79,077人			1名	
		幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町	58,730人			1名	
		市川	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	45,703人			1名	
県合計			365,917人	37名				
1県				365,917人	5,082km ²	0	37名	

7. 南関東②地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置 【特別配置】
南関東	東京	千代田	千代田区	3,198人	617km ²	9	1名	50名
		中央	中央区	10,314人			1名	
		港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内	22,954人			1名	
		上野	台東区	14,854人			1名	
		文京	文京区	12,411人			1名	
		足立	足立区	55,754人			1名	
		江東	江東区	29,558人			1名	
		江戸川	江戸川区	55,400人			1名	
		墨田	墨田区	17,084人			1名	
		葛飾	葛飾区	33,042人			1名	
		板橋	板橋区	46,196人			1名	
		池袋	豊島区	26,855人			1名	
		新宿	新宿区	32,636人			1名	
		杉並	杉並区	45,195人			1名	
		渋谷	渋谷区	23,428人			1名	
		世田谷	世田谷区	70,747人			1名	
		品川	品川区	25,141人			1名	
		大田	大田区	50,469人			1名	
		練馬	練馬区	51,941人			1名	
		目黒	目黒区	22,494人			1名	
荒川	荒川区	17,551人	1名					
北	北区	25,053人	1名					
中野	中野区	31,384人	1名					
		県合計	723,659人			73名		
	1県		723,659人	617km ²	9	73名		

8. 南関東④地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置 【特別配置】
南関東	神奈川	鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区	33,571人	2,416km ²	0	1名	40名
		横浜中	横浜市のうち西区、中区	17,466人			1名	
		横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区	41,945人			1名	
		港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区	52,009人			1名	
		横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区	54,580人			1名	
		川崎	川崎市のうち川崎区、幸区	29,808人			1名	
		平塚	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡	31,914人			1名	
		相模原	相模原市 大和市	61,150人			1名	
		小田原	小田原市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡	18,223人			1名	
		横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	31,879人			1名	
		高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	67,291人			1名	
		厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡	38,750人			1名	
		藤沢	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡	46,983人			1名	
				県合計			525,569人	
	1県		525,569人	2,416km ²	0	53名		

9. 中部①地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
中部	富山	富山	富山市	13,264人	2,046km ²	0	1名	0名
		高岡	高岡市 氷見市 射水市	10,315人			1名	
		魚津	魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡	5,298人			1名	
		砺波	砺波市 小矢部市 南砺市	2,625人			1名	
		県合計					31,502人	
	石川	金沢北	金沢市 かほく市 河北郡	22,424人	4,186km ²	1	1名	0名
		七尾	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡	4,768人			1名	
		小松	小松市 加賀市 能美市 能美郡	7,972人			1名	
		金沢南	白山市 野々市市	4,877人			1名	
		県合計					40,041人	
	愛知	大曾根	名古屋市のうち千種区、東区、守山区、名東区	29,380人	5,116km ²	3	1名	21名
		鶴舞	名古屋市のうち中区	9,452人			1名	
		笠寺	名古屋市のうち瑞穂区、南区、緑区 豊明市	25,953人			1名	
		中村	名古屋市のうち中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	26,567人			1名	
		熱田	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区	28,666人			1名	
		昭和	名古屋市のうち昭和区、天白区 日進市 愛知郡	17,816人			1名	
		名古屋北	名古屋市のうち北区 春日井市 小牧市	33,693人			1名	
		名古屋西	名古屋市のうち西区 清須市 北名古屋 西春日井郡	18,105人			1名	
		豊橋	豊橋市 蒲郡市 田原市	25,051人			1名	
		一宮	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡	34,034人			1名	
岡崎		岡崎市 額田郡	17,688人	1名				
半田		半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡	26,784人	1名				
刈谷		刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市	30,799人	1名				
瀬戸		瀬戸市 尾張旭市 長久手市	10,754人	1名				
豊田		豊田市 みよし市	18,745人	1名				
豊川	豊川市 新城市 北設楽郡	7,982人	1名					
県合計			361,469人	37名				
3県				433,012人	11,348km ²	4	45名	

10. 中部③地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
中部	岐阜	岐阜南	羽島市 各務原市 羽島郡	11,916人	9,768km ²	0	1名	0名
		多治見	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	12,154人			1名	
		大垣	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	15,546人			1名	
		高山	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	3,980人			1名	
		美濃加茂	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡	14,804人			1名	
		岐阜北	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡	26,124人			1名	
		県合計					84,524人	
	三重	津	津市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市	29,834人	5,762km ²	6	1名	1名
		四日市	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	25,232人			1名	
		松阪	松阪市 多気郡	8,558人			1名	
		尾鷲	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	2,687人			1名	
伊勢		伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	8,976人	1名				
県合計			75,287人	6名				
2県				159,811人	15,530km ²	6	12名	

11. 近畿①地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
近畿	福井	福井	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡	16,468人	4,190km ²	0	1名	0名
		敦賀	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡	4,582人			1名	
		武生	越前市 鯖江市 今立郡 南条郡 丹生郡	5,893人			1名	
		県合計					26,943人	3名
	滋賀	大津	大津市 高島市	16,911人	3,767km ²	0	1名	1名
		彦根	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛知郡 犬上郡	17,447人			1名	
		草津	草津市 近江八幡市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 蒲生郡	22,824人			1名	
		県合計					57,182人	4名
	京都	上京	京都市のうち北区、上京区、左京区	17,027人	4,613km ²	0	1名	3名
		中京	京都市のうち中京区、東山区、山科区	15,243人			1名	
		下京	京都市のうち下京区、南区	10,585人			1名	
		京都南	京都市のうち伏見区 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	39,603人			1名	
		京都西	京都市のうち右京区、西京区 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 乙訓郡 船井郡	30,737人			1名	
		舞鶴	舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡	10,646人			1名	
		県合計					123,841人	9名
	奈良	奈良	奈良市 大和郡山市 生駒市 生駒郡	25,990人	3,691km ²	0	1名	1名
		大和高田	大和高田市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡 吉野郡(按井年金事務所管内の地域を除く。)	16,734人			1名	
		桜井	桜井市 天理市 橿原市 宇陀市 山辺郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 吉野郡のうち東吉野村	15,586人			1名	
		県合計					58,310人	4名
	4県				266,276人	16,261km ²	0	20名

12. 中国②地区

地域	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
中国	広島	広島東	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区	24,767人	8,480km ²	12	1名	0名
		広島西	広島市のうち西区、佐伯区 大竹市 廿日市市 山県郡	21,125人			1名	
		福山	福山市	19,538人			1名	
		呉	呉市 竹原市 東広島市	13,710人			1名	
		三原	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡	8,464人			1名	
		三次	三次市 庄原市 安芸高田市	2,706人			1名	
		広島南	広島市のうち東区、南区、安芸区 江田島市 安芸郡	20,225人			1名	
		備後府中	府中市 神石郡	1,168人			1名	
	県合計			111,703人	8名			
	山口	山口	山口市 防府市	10,501人	6,114km ²	21	1名	0名
		下関	下関市	10,333人			1名	
		徳山	下松市 光市 周南市 熊毛郡	9,710人			1名	
		宇部	宇部市 美祿市 山陽小野田市	9,329人			1名	
		岩国	岩国市 柳井市 大島郡 玖珂郡	6,468人			1名	
萩		萩市 長門市 阿武郡	2,330人	1名				
県合計			48,671人	6名				
2県				160,374人	14,594km ²	33	14名	

13. 四国地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H29.3末時点)	面積	離島数	事務所配置	県配置
四国	徳島	徳島北	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 名西郡 板野郡	21,760人	4,147km ²	2	1名	0名
		阿波半田	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	2,498人			1名	
		徳島南	小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 那賀郡 海部郡	4,754人			1名	
		県合計					29,012人	3名
	香川	高松東	さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡	4,244人	1,862km ²	21	1名	0名
		高松西	高松市 坂出市 香川郡 綾歌郡	19,331人			1名	
		普通寺	普通寺市 丸亀市 観音寺市 三豊市 仲多度郡	11,750人			1名	
		県合計					35,325人	3名
	愛媛	松山西	大洲市 伊予市 伊予郡 喜多郡	4,981人	5,678km ²	32	1名	0名
		今治	今治市 越智郡	5,326人			1名	
		宇和島	宇和島市 八幡浜市 西予市 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡	6,146人			1名	
		松山東	松山市 東温市 上浮穴郡	24,908人			1名	
		新居浜	新居浜市 西条市 四国中央市	10,602人			1名	
		県合計					51,963人	5名
	高知	高知東	高知市 土佐郡	14,789人	7,105km ²	2	1名	0名
		幡多	四万十市 宿毛市 土佐清水市 幡多郡	3,642人			1名	
		南国	南国市 室戸市 安芸市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡	6,206人			1名	
		高知西	土佐市 須崎市 吾川郡 高岡郡	4,713人			1名	
		県合計					29,350人	4名
	4県			145,650人	18,792km ²	57	15名	

(参考)
国土交通省「離島振興対策実施地域一覧(平成29年4月1日現在)」
国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調(平成28年10月1日現在)」

「訪問従事者必須設置数の考え方」
各県の滞納者数1.5万人当たり1名の割合で配置し、そのうち各年金事務所において1人を必須配置とし、残りを県配置としている。
また、滞納者数が25万人を上回る都府県は特別配置として、滞納者数が1.0万人当たり1名の割合で配置している。

(別紙 2 - 2) 達成目標等算出根拠

別紙 2 - 1 の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。

(計算の過程は、達成目標算出表を参照)

[] 内は単位

督励納付率 [%]

= 納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する納付期限後納付月数の割合

$$\text{督励納付率} = \frac{\text{納付期限後納付月数}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数}}$$

民間事業者の達成目標等となる督励納付率

= $\frac{\text{納付期限後納付月数} - \text{強制徴収による納付月数} - \text{特別催告状の効果による納付月数}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数}}$

【現年度保険料】

$$\begin{aligned} \cdot \text{③最低水準} [\%] &= \text{①最低督励納付率} [\%] - \text{②強制徴収による督励納付率} [\%] \\ &- \text{C 特別催告状の効果による督励納付率} [\%] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{⑫達成目標} [\%] &= \text{①最低督励納付率} [\%] + \text{⑪加算率} [\%] \\ &- \text{②強制徴収による督励納付率} [\%] \\ &- \text{C 特別催告状の効果による督励納付率} [\%] \end{aligned}$$

①最低督励納付率 [%]

= 前年度末における現年度保険料の督励納付率 (平成 28 年度末は全国平均 %))
◇平成 29 年度の現年度見込督励納付率は、28 年度の各月における納付対象月数、納付期限内納付月数及び納付期限後月数の按分率に基づき推計する。
※第 4 期 (H32. 10~H33. 4) については、平成 32 年 9 月末の見込納付率を使用。

②強制徴収による督励納付率 [%]

= 平成 26~29 年度における現年度保険料の納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合
※強制徴収による納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

②' H31. 9 (H34. 9) までの強制徴収による督励納付率 [%]

= 現年度保険料の 28 年 5 月から 29 年 4 月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

⑪加算率 [%]

= 平成 29 年度 (推計) の所得階層及び一人当たりの未納月数別未納者割合を勘案した納付期限後納付率の見込改善率

※加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑪' H31.9までの加算率 [%]、H34.9までの加算率 [%]

= 現年度保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における改善率

C 特別催告状の効果による督促納付率 [%]

= 平成28年度における現年度保険料の納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する特別催告状送付日から4日以降14日以内の収納月数の割合
※特別催告状の効果による納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

C' H31.9 (H34.9) までの特別催告状の効果による督促納付率 [%]

= 現年度保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における特別催告状の効果による督促納付率

【過年度1年目保険料】

・	③最低水準 [%]	=	①前年度現年度督促納付率 [%]	+	④最低水準加算率 [%]	-	⑤強制徴収による督促納付率 [%]	-	D 特別催告状の効果による督促納付率 [%]
・	⑫達成目標 [%]	=	①前年度現年度督促納付率 [%]	+	A 達成目標加算率 [%]	-	⑤強制徴収による督促納付率 [%]	-	D 特別催告状の効果による督促納付率 [%]

①前年度現年度督促納付率 [%]

= 前年度末における現年度保険料の督促納付率（平成28年度末は全国平均 %）
◇平成29年度の現年度見込督促納付率は、28年度の各月における納付対象月数、納付期限内納付月数及び納付期限後月数の按分率に基づき推計する。
※第4期(H32.10~H33.4)については、平成32年9月末の見込督促納付率を使用。

④最低水準加算率 [%]

= A 達成目標加算率の80%
※過年度1年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

④' H31.9 (H34.9) までの最低水準加算率 [%]

= 過年度1年目保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における改善率

⑤強制徴収による督促納付率 [%]

= 平成26~29年度における過年度1年目保険料の納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合
※強制徴収による督促納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑤' H31.9 (H34.9) までの強制徴収による納付率 [%]

= 過年度1年目保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

A 達成目標加算率 [%]

= 平成 29 年度（推計）の所得階層及び一人当たりの未納月数別未納者割合を勘案した前年度現年度納付率からの見込改善率
※過年度 1 年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

A' H31.9 (H34.9) までの達成目標加算率 [%]

= 過年度 1 年目保険料の 28 年 5 月から 29 年 4 月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における見込改善率

D 特別催告状の効果による督促納付率 [%]

= 平成 28 年度における過年度 1 年目保険料の納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する特別催告状送付日から 4 日以降 14 日以内の収納月数の割合
※特別催告状の効果による督促納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

D' H31.9 (H34.9) までの特別催告状の効果による督促納付率 [%]

= 過年度 1 年目保険料の 28 年 5 月から 29 年 4 月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における特別催告状の効果による収納月数の割合

【過年度 2 年目保険料】

・ ③最低水準 [%]	=	⑥前年度過年度 1 年目督促納付率 [%]	+	⑦最低水準加算率 [%]
－	⑧強制徴収による督促納付率 [%]	－	E 特別催告状の効果による督促納付率 [%]	
・ ⑫達成目標 [%]	=	⑥前年度過年度 1 年目督促納付率 [%]	+	B 達成目標加算率 [%]
－	⑧強制徴収による督促納付率 [%]	－	E 特別催告状の効果による督促納付率 [%]	

⑥前年度過年度 1 年目督促納付率 [%]

= 前年度末における過年度 1 年目保険料の督促納付率（平成 28 年度末は全国平均 %）
◇平成 28 年度の過年度 1 年目見込納付率は、28 年度の各月における納付対象月数、納付期限内納付月数及び納付期限後月数の按分率に基づき推計する。
※第 4 期（H32.10～H33.4）については、平成 32 年 9 月末の見込督促納付率を使用。

⑦最低水準加算率 [%]

= B 達成目標加算率の 80%
※過年度 1 年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑦' H31.9 (H34.9) までの最低水準加算率 [%]

= 過年度 2 年目保険料の 28 年 5 月から 29 年 4 月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における見込改善率

⑧強制徴収による督促納付率 [%]

= 平成 26～29 年度における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合
※強制徴収による督促納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑧' H31.9 (H34.9) までの強制徴収による督促納付率 [%]

= 過年度2年目保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

B 達成目標加算率 [%]

= 平成29年度（推計）の所得階層及び一人当たりの未納月数別未納者割合を勘案した前年度過年度1年目納付率からの見込改善率

※過年度1年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

B' H31.9（H34.9）までの達成目標加算率 [%]

= 過年度2年目保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における見込改善率

E 特別催告状の効果による督促納付率 [%]

= 平成28年度における過年度2年目保険料の納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する特別催告状送付日から4日以降14日以内の収納月数の割合

※特別催告状の効果による督促納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

E' H31.9（H34.9）までの特別催告状の効果による督促納付率 [%]

= 過年度2年目保険料の28年5月から29年4月までに納付された月数の割合から推計した、各月末における特別催告状の効果による収納月数の割合

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 年金事務所 】

【最低水準の算出】

現年度保険料	H29保険料				第1期(H30.10~H31.4)				
	H29現年度 納付対象月数(見込) [月数]	H29現年度 納付期限内納付月数(見込) [月数]	H29現年度 納付期限後納付月数(見込) [月数]	H29現年度 督促納付率(見込) [%]	① 最低督促納付率 [%] =H29現年度見込督促納付率	② 強制徴収による督促納付率[%] (H26+H29平均)強制徴収督促納付率	C 特別催告状による督促納付率[%] =H29特別催告状督促納付率	③ 最低水準 [%] =①-②-C	
通年度1年目	H28保険料				H29保険料				
	H29通年度1年目 納付対象月数(見込) [月数]	H29通年度1年目 納付期限内納付月数(見込) [月数]	H29通年度1年目 納付期限後納付月数(見込) [月数]	H29通年度1年目 督促納付率(見込) [%]	① 前年度現年度督促納付率[%] =H29現年度見込督促納付率	④ 最低水準加算率[%] =A達成目標加算率×80%	⑤ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収督促納付率	D 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =①+④-⑤-D
通年度2年目	H28保険料				H28保険料				
					⑥ 前年度通年度1年目督促納付率[%] =H29通年度1年目見込督促納付率	⑦ 最低水準加算率[%] =B達成目標加算率×80%	⑧ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収督促納付率	E 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =⑥+⑦-⑧-E

現年度保険料	第2期(H31.5~H32.4)				
	H31保険料				
	① 最低督促納付率 [%] =H30現年度見込督促納付率	② 強制徴収による督促納付率[%] (H26+H29平均)強制徴収督促納付率	C 特別催告状による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	③ 最低水準 [%] =①-②-C	
通年度1年目	H30保険料				
	① 前年度現年度督促納付率[%] =H30現年度見込督促納付率	④ 最低水準加算率[%] =A達成目標加算率×80%	⑤ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収督促納付率	D 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =①+④-⑤-D
通年度2年目	H29保険料				
	⑥ 前年度通年度1年目督促納付率[%] =H30通年度1年目見込督促納付率	⑦ 最低水準加算率[%] =B達成目標加算率×80%	⑧ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収督促納付率	E 特別催告状による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =⑥+⑦-⑧-E

現年度保険料	第3期(H32.5~H32.9)				
	H32保険料				
	① 最低督促納付率 [%] =H31現年度見込督促納付率	②' H31.9までの強制徴収による督促納付率[%] (H26+H29平均)強制徴収督促納付率	C' H31.9までの特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =①-②'-C'	
通年度1年目	H31保険料				
	① 前年度現年度督促納付率[%] =H31現年度見込督促納付率	④' H31.9までの最低水準加算率[%] =A達成目標加算率×80%	⑤' H31.9までの強制徴収による督促納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収督促納付率	D' H31.9までの特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =①+④'-⑤'-D'
通年度2年目	H30保険料				
	⑥ 前年度通年度1年目督促納付率[%] =H31通年度1年目見込督促納付率	⑦' H31.9までの最低水準加算率[%] =B達成目標加算率×80%	⑧' H31.9までの強制徴収による督促納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収督促納付率	E' H31.9までの特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状の効果による督促納付率	③ 最低水準 [%] =⑥+⑦'-⑧'-E'

第4期 (H32.10~H33.4)				
現年度保険料	H32保険料			
	① 最低普助納付率 [%] =H32.9現年度見込普助納付率	② 強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	C 特別催告状による普助納付率[%] =H28特別催告状の効果による普助納付率	③ 最低水準 [%] =①-②-C
通年度1年目	H31保険料			
	① 前年度現年度普助納付率[%] =H32.9現年度見込普助納付率	④ 最低水準加算率[%] =A達成目標加算率×80%	⑤ 強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	D 特別催告状の効果による普助納付率[%] =H28特別催告状の効果による普助納付率
通年度2年目	H30保険料			
	⑥ 前年度通年度1年目普助納付率[%] =H32.9通年度1年目見込納付率	⑦ 最低水準加算率[%] =B達成目標加算率×80%	⑧ 強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	E 特別催告状の効果による普助納付率[%] =H28特別催告状の効果による普助納付率

第5期 (H33.5~H34.4)				
現年度保険料	H33保険料			
	① 最低普助納付率 [%] =H32現年度見込普助納付率	② 強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	C 特別催告状による普助納付率[%] =H28特別催告状の効果による普助納付率	③ 最低水準 [%] =①-②-C
通年度1年目	H32保険料			
	① 前年度現年度普助納付率[%] =H32現年度見込普助納付率	④ 最低水準加算率[%] =A達成目標加算率×80%	⑤ 強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	D 特別催告状の効果による普助納付率[%] =H28特別催告状の効果による普助納付率
通年度2年目	H31保険料			
	⑥ 前年度通年度1年目普助納付率[%] =H32通年度1年目見込普助納付率	⑦ 最低水準加算率[%] =B達成目標加算率×80%	⑧ 強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	E 特別催告状の効果による普助納付率[%] =H28特別催告状の効果による普助納付率

第6期 (H34.5~H34.9)				
現年度保険料	H34保険料			
	① 最低普助納付率 [%] =H33現年度見込普助納付率	②' H34.9までの強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	C' H34.9までの特別催告状による普助納付率[%] =H28特別催告状普助納付率	③ 最低水準 [%] =①-②'-C'
通年度1年目	H33保険料			
	① 前年度現年度普助納付率[%] =H33現年度見込普助納付率	④' H34.9までの最低水準加算率[%] =A達成目標加算率×80%	⑤' H34.9までの強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	D' H34.9までの特別催告状による普助納付率[%] =H28特別催告状普助納付率
通年度2年目	H32保険料			
	⑥ 前年度通年度1年目普助納付率[%] =H33通年度1年目見込普助納付率	⑦' H34.9までの最低水準加算率[%] =B達成目標加算率×80%	⑧' H34.9までの強制徴収による普助納付率[%] =(H26+H29平均)強制徴収普助納付率	E' H34.9までの特別催告状による普助納付率[%] =H28特別催告状普助納付率

【達成目標の算出】

					第1期(H30.10~H31.4)				
現年度保険料	H29保険料				H30保険料				
	H29現年度納付対象月数(見込) [月数]	H29現年度納付期限内納付月数(見込) [月数]	H29現年度納付期限後納付月数(見込) [月数]	H29現年度督促納付率(見込) [%]	① 最低督促納付率 [%] =H29現年度見込督促納付率	⑪ 加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	② 強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	C 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑫ 達成目標 [%] =①+⑪-②-C
通年度1年目	H28保険料				H29保険料				
	H29通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	H29通年度1年目納付期限内納付月数(見込) [月数]	H29通年度1年目納付期限後納付月数(見込) [月数]	H29通年度1年目督促納付率(見込) [%]	① 前年度現年度督促納付率[%] =H29現年度見込督促納付率	A 達成目標加算率[%] =(H26-H29平均)改善率	⑤ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	D 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑬ 達成目標 [%] =①+A-⑤-D
通年度2年目					H28保険料				
					⑥ 前年度通年度1年目督促納付率[%] =H29通年度1年目見込督促納付率	B 達成目標加算率[%] =(H26-H29平均)改善率	⑧ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	E 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑭ 達成目標 [%] =⑥+B-⑧-E

					第2期(H31.5~H32.4)				
現年度保険料					H31保険料				
					① 最低督促納付率 [%] =H30現年度見込督促納付率	⑫ 加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	② 強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	C 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑬ 達成目標 [%] =①+⑫-②-C
通年度1年目	H30保険料				H30保険料				
	① 前年度現年度督促納付率[%] =H30現年度見込督促納付率	A 達成目標加算率[%] =(H26-H29平均)改善率	⑤ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	D 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑬ 達成目標 [%] =①+A-⑤-D				
通年度2年目	H29保険料				H29保険料				
					⑦ 前年度通年度1年目督促納付率[%] =H30通年度1年目見込督促納付率	B 達成目標加算率[%] =(H26-H29平均)改善率	⑧ 強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	E 特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑭ 達成目標 [%] =⑦+B-⑧-E

					第3期(H32.5~H32.9)				
現年度保険料					H32保険料				
					① 最低督促納付率 [%] =H31現年度見込督促納付率	⑪ H31.9までの加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	② H31.9までの強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	C H31.9までの特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑬ 達成目標 [%] =①+⑪-②-C
通年度1年目	H31保険料				H31保険料				
	① 前年度現年度督促納付率[%] =H31現年度見込督促納付率	A' H31.9までの達成目標加算率[%] =(H26-H29平均)改善率	⑤ H31.9までの強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	D' H31.9までの特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑬ 達成目標 [%] =①+A'-⑤-D'				
通年度2年目	H30保険料				H30保険料				
					⑥ 前年度通年度1年目督促納付率[%] =H31通年度1年目見込督促納付率	B' H31.9までの達成目標加算率[%] =(H26-H29平均)改善率	⑥ H31.9までの強制徴収による督促納付率[%] =(H26-H29平均)強制徴収督促納付率	E H31.9までの特別催告状の効果による督促納付率[%] =H28特別催告状督促納付率	⑭ 達成目標 [%] =⑥+B'-⑧-E

第4期 (H32.10～H33.4)				
現年度保険料	H32保険料			
	① 最低督励納付率 [%] =H32.9現年度見込督励納付率	⑩ 加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	② 強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	C 特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率
通年度1年目	H31保険料			
	① 前年度現年度督励納付率 [%] =H32.9現年度見込督励納付率	A 達成目標加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	⑤ 強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	D 特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率
通年度2年目	H30保険料			
	⑥ 前年度通年度1年目督励納付率 [%] =H32.9通年度1年目見込督励納付率	B 達成目標加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	⑧ 強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	E 特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率

第5期 (H33.5～H34.4)				
現年度保険料	H33保険料			
	① 最低督励納付率 [%] =H32現年度見込督励納付率	⑩ 加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	② 強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	C 特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率
通年度1年目	H32保険料			
	① 前年度現年度督励納付率 [%] =H32現年度見込督励納付率	A 達成目標加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	⑤ 強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	D 特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率
通年度2年目	H31保険料			
	⑥ 前年度通年度1年目督励納付率 [%] =H32通年度1年目見込督励納付率	B 達成目標加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	⑧ 強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	E 特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率

第6期 (H34.5～H34.9)				
現年度保険料	H34保険料			
	① 最低督励納付率 [%] =H33現年度見込督励納付率	⑪ H34.9までの加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	② H34.9までの強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	C H34.9までの特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率
通年度1年目	H33保険料			
	① 前年度現年度督励納付率 [%] =H33現年度見込督励納付率	A' H34.9までの達成目標加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	⑤ H34.9までの強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	D' H34.9までの特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率
通年度2年目	H32保険料			
	⑦ 前年度通年度1年目督励納付率 [%] =H33通年度1年目見込督励納付率	B' H34.9までの達成目標加算率 [%] =(H26-H29平均)改善率	⑧ H34.9までの強制徴収による督励納付率 [%] =(H26-H29平均)強制徴収督励納付率	E' H34.9までの特別催告状の効果による督励納付率 [%] =H28特別催告状督励納付率

(別紙3) 総合評価基準 (技術評価)

国民年金保険料収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について、以下により技術評価を行う。

【必須項目審査】

国民年金保険料収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準(技術評価)表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点(200点)を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

【加点項目審査】

国民年金保険料収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を行い、別表1「総合評価基準(技術評価)表」の各項目に設定した得点の配分について別表2「企画提案書の評価手順について」によりそれぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価の観点の具体的項目を満たしていること。

【採点方式】

技術評価の得点配分は1200点とする。

- ① 基礎点は200点とする。
- ② 加点の合計は1000点を上限とする。

(別表1)総合評価基準(技術評価)表

評価項目・評価の観点	評価区分	得点配分	必須事項に係る最低限の要求要件 加点事項に係る評価の観点																			
(i) 基本的考え方																						
本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たっての基本的な考え方及び方針はどのようなものか。	必須	—	・本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、受託するに当たっての基本的な考え方及び方針が明確に示されていること。																			
(ii) 財務内容の健全性																						
本事業を実施するにあたり、履行能力に問題はないか。	必須	—	・次の①から④の基準について、全て該当しているか。または①の基準について該当し、かつ②から④の基準について1項目でも満たしていない場合において、直近の3年度において、継続して経常利益が計上されているか。 ①直近の3年度において、継続して債務超過（純資産がマイナス）でないこと。 ②直近の3年度において、継続して自己資本比率（純資産／資産合計）が30%以上であること。 ③直近の3年度において、継続して流動比率（流動資産／流動負債）が100%以上であること。 ④直近の3年度において、継続して固定長期適合率（固定資産／固定負債＋純資産）が100%以下であること。																			
(iii) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価																						
認定の区分に応じて評価する。	加点	0~30	・事業者が、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、「若者雇用促進法」に基づく認定企業の場合に、以下の認定の区分に応じて評価する。なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">認定の区分</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)</td> <td>1段階目 ※1 (認定基準5つのうち1~2つ)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2段階目 ※1 (認定基準5つのうち3~4つ)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>3段階目 (認定基準5つ全て)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</td> <td>行動計画 ※2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>くるみん(旧基準) ※3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>くるみん(新基準) ※4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>プラチナくるみん</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)</td> <td></td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	認定の区分		配点	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目 ※1 (認定基準5つのうち1~2つ)	10	2段階目 ※1 (認定基準5つのうち3~4つ)	20	3段階目 (認定基準5つ全て)	30	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	行動計画 ※2	10	くるみん(旧基準) ※3	10	くるみん(新基準) ※4	10	プラチナくるみん	20
認定の区分		配点																				
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目 ※1 (認定基準5つのうち1~2つ)	10																				
	2段階目 ※1 (認定基準5つのうち3~4つ)	20																				
	3段階目 (認定基準5つ全て)	30																				
次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	行動計画 ※2	10																				
	くるみん(旧基準) ※3	10																				
	くるみん(新基準) ※4	10																				
プラチナくるみん	20																					
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		20																				
基本的事項	※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以上）																					

			<p>下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>※3 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)</p> <p>※4 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)</p>
(iv) 実施体制			
本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制で取り組むのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を確実に実施するため、総括責任者、地域責任者、品質管理責任者、訪問リーダー及び従事人員について、適切な体制(配置数等)が具体的に示されていること。 ・戸別訪問を担当する従事者について、都道府県及び年金事務所ごとに必須設置数が設置されていること。 ・総括責任者及び地域責任者について、国民年金制度に関して深い知識及び経験等を有する者を配置し、本事業の実施に当たって日本年金機構の本事業における総括責任者からの照会、連絡等、必要な場合に直ちに対応できる体制が具体的に示されていること。 ・入札(契約)地区内に複数の都道府県がある場合、各都道府県単位に地域責任者を設置し、定例打合せ会議や日本年金機構の本事業における地域責任者への照会、連絡等に対応できる体制が具体的に示されていること。
	加点	0~70	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ継続的な従事人員体制のための対策が具体的に示されており有効であると評価できること。 ・本事業に有効であると考えられる業務に携わったことがある実務経験者又は有効な資格を持つ者等の配置及び人数等が具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。 ・戸別訪問を担当する従事者の配置手法が、地域特性を加味した、効率的かつ効果的なものであると評価できること。
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理(個人情報等の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、事故の未然防止、社内研修等の実施)、進行管理(指揮命令、苦情処理等)を実施するのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために、個人情報等の取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。 ・本事業に携わる従事者について、資質向上(年金制度への理解、督励方法の検討、法令の遵守、個人情報等の取扱い等)のための研修体制が整備され、具体的なスケジュール及び研修内容の下、実施することが示されていること。 ・本事業を実施するための指揮監督の体制(命令系統)、事業進捗状況の把握、報告管理、クレーム処理等のエスカレーションや進行管理について適切に示されていること。 ・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進行管理の下で適切な措置が実施できると評価できること。
	加点	0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に携わる従事者への研修、育成方法について、教育訓練内容や研修カリキュラム及び実施時期等、従事者のスキルアップに向けて従事者のレベルに応じて効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。 ・個人情報等の管理、保護及び業務品質の向上と事故の未然防止、事故の早期発見のための施策が具体的に示されており、運営管理及び進行管理が適切に実行できると評価できること。
本事業を実施するため、事業者としてどのように情報セキュリティ対策を実施するのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の履行場所について、入退室管理が可能な措置が示されていること。 ・個人情報等を記録した媒体管理について、漏えい、紛失、毀損等が発生しないような措置が示されていること。 ・本事業の実施にあたり個人情報等を取り扱う電子計算組織に対して、インターネットから物理的又は論理的に隔離する等、情報セキュリティ対策のための技術的安全管理措置が具体的に示されていること。 ・戸別訪問従事者が携行する情報端末の情報セキュリティ対策について、具体的な手法が示されていること。 ・上記の手法が、本業務の実施にあたって妥当性を欠いていないこと。

	(v) 業務従事者の教育及び活動管理			
	業務従事者による不正や事故を未然に防止するため、どのような教育、措置を講じるのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 業務従事者に対するコンプライアンス等の教育について、具体的な研修スケジュール、体制で実施されることが示されているか。また、その習熟度を確認する方法について具体的に示されていること。 業務従事者の活動状況及び行動管理について、適切で緊急時に即時対応可能な管理体制が具体的に示されていること。また、不正や事故を未然に防止するための措置が具体的に示されていること。
		加点	0~150	<ul style="list-style-type: none"> 業務従事者に対する指導、日々の活動状況の管理方法が効果的であると評価できること。
	(vi) 入札参加者の業務経験			
	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及び実績（遂行状況）はどのようになっているか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）が示されていること。
		加点	0~50	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験が具体的に示されているか。 本事業を実施する上で、有効と評価できる事業実績（遂行状況）が具体的に示されているか。 本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験及び実績を、本事業にどのように反映、活用させるか具体的に示されているか。
(vii) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促（免除等申請手続勧奨）業務				
業務事項	滞納者すべてに対して少なくとも6ヶ月ごとの頻度で納付督促（免除等勧奨）を実施し、達成目標を達成する施策について、滞納者に対する制度の理解及び自主納付意欲の向上の推進を含め、どのような取組を行うのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> オペレータによる電話督促、戸別訪問、文書送付のすべての実施が提案されており、滞納者の特性（保険料滞納期間別、年代別等）に応じて実効性があると評価できる納付督促（免除等勧奨）の手法の活用方法や組み合わせ、滞納者一人当たりの督促頻度、年間実施計画件数が具体的に示されていること。 【保険料滞納期間別】 <ul style="list-style-type: none"> 短期滞納者…1~6ヵ月未納 中期滞納者…7~12ヵ月未納 長期滞納者①…13~18ヵ月未納 長期滞納者②…19~24ヵ月未納 それぞれの督促手法別に、実現可能な実施計画件数を算出した計算根拠が明確に示されていること。 提案されたそれぞれの督促手法について、実施計画件数を確かかつ効果的に実行するための人員の配置が具体的に示されていること。 それぞれの督促手法について、総合的な督促概念図（体系図）、各手法ごとの督促スクリプト図等が示されており、かつ、文書、電話による督促で納付に結び付かなかった場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。 文書送付を実施する場合、滞納者の特性や送付時期等を考慮し、複数種類を用いて実施され、送付対象となる滞納者の抽出根拠が示されていること。
		加点	0~250	<ul style="list-style-type: none"> 提案されたそれぞれの督促手法について、滞納者への接触、納付（免除等申請）約束、保険料（免除申請書、口座振替申出書等）獲得の数字的根拠を踏まえ、効果的に各督促手法を組み合わせることで実施し、達成目標の達成が見込めると評価できること。また、各督促手法の実施件数や実施時期等は適切と評価できるか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・接触率、約束率等の督励効率を高めるために有効と評価できる対策が具体的に示されているか。 ・文書送付を実施する場合、滞納者の納付（申請）意欲を向上させるため、どのような内容（目的）でどのような効果が見込まれるのか具体的に示されているか。 ・戸別訪問を実施する際、他の督励手法との組み合わせも含め、訪問対象や実施頻度、効果等が明確に示されているか。
	0～100	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者への納付督励について、「電話督励（オペレータによるもの）」「文書送付」「戸別訪問」「納付相談会」以外の督励手法について、民間事業者独自又は新たな督励手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
	0～50	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替、クレジットカード納付の申請勧奨に当たって、その有効性をどのように滞納者へ説明し獲得を目指すのか、有効な提案となっているか。 ・契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。 ・離島、山間地域等の遠隔地に居住する滞納者について、有効かつ効率的に納付督励を行うための手法や頻度が示されているか。（例えば納付相談会を年金事務所と協力して開催するなど具体的な提案が示されているか。） ・日本年金機構から提供する滞納者情報のうち、電話番号が収録されていない者について、解明方法等が実効性のある提案となっているか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
	0～100	<ul style="list-style-type: none"> ・実施したそれぞれの督励手法における効果測定について、滞納者の滞納期間別、年齢階層別、督励実施日及び時間帯別等、取組を行う上で有効な区分に分類した上で、接触率や効果率など分析できる提案となっているか。

(viii) 達成目標の達成に向けた事業スケジュール

<ul style="list-style-type: none"> ・提案された本事業に対する施策を実施する時期、件数、時間数などについてどのようなスケジュールを設定し行うのか。 ・施策のスケジュール及び連携をどのように実施するのか。 	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての達成目標を達成するための施策を実施する適切なスケジュールが数値的根拠を踏まえて具体的に示されていること。 ①契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール ②各期又は年間を通し、計画的な督励の実施を示した戦略的中期スケジュール ③月毎の定例的督励予定を示したルーチンスケジュール
--	----	---	---

			<p>加点</p> <p>0~100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の特性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各特性等に応じた適切かつ効果的なスケジュールの設定について、評価できる内容が具体的に示されていること。 ・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されると評価できる内容が具体的に示されていること。 ・本事業を実施するための適切な実施体制の整備・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が具体的に示されていること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。
--	--	--	--

必須項目	200点
加点項目	0~1000点

(別表2) 加点項目の評価手順について

1. 企画提案書の評価

各地区（13地区）ごとに民間事業者から提出される企画提案書について、「(別表1) 総合評価基準表」に基づき、以下の方法により各加点項目を評価する。

2. 評価方法

評価に当たっては、「A～E」の5段階とし、各加点項目ごとに相対評価を基本とする。

評価	評価内容	得点割合
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	75%
C	具体性及び実効性があると認められ、評価できるもの。	50%
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるものもしくはやや劣るもの。	25%
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないものもしくは特に劣るもの。	0%

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

【各年金事務所における共通事項】

<p>1 従来の実施に要した経費</p> <p>(注記事項)</p> <p>1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく平成 25 年 2 月開始事業、平成 26 年 10 月開始事業及び平成 27 年 5 月開始事業の経費を各期ごとに開示している。</p> <p>2. 各費目の内容は以下のとおり。(ただし、実際の記載は「③委託費等」のみとしている。)</p> <p>人件費: 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸謝金 物件費: 印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費 委託費等: 委託費、旅費</p> <p>(1)人件費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。(ただし、実際の記載なし。)</p> <p>業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数</p> <p>民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。</p> <p>(2)物件費 物件費は、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。</p> <p>(3)委託費等 「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の増減額、口座振替・クレジットカード納付獲得による成功報酬額及び電話番号判明件数による成功報酬額(平成23年度及び平成24年度(H24.5~H24.9)においては平成 22 年 10 月開始事業のみ)の合計を計上している。また、「旅費その他」には、平成25年10月より実施しているモデル事業の経費を計上している。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。(ただし、実際の記載なし。)</p> <p>(1)減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・定額法により算出している。・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。 <p>(2)退職給付費用 旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。</p> <p>(3)間接部門費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。</p>
<p>2 従来の実施に要した人員</p> <p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <ul style="list-style-type: none">・国民年金制度に関する知識と理解を有していること等 <p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <ul style="list-style-type: none">・通年での業務の繁閑は基本的に生じないが、日本年金機構の行動計画では、例年、年末・年度末に収納対策を集中的に実施する。・被保険者の異動や景気状況等を背景に滞納者が大幅に増減する可能性がある。 <p>(注記事項)</p> <p>民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際の国民年金推進員等の雇用体系等について、以下のとおり参考に記載する。</p> <p>(1)国民年金推進員 勤務時間 : 1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間) 給与 :</p> <p>(平成 17 年 9 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none">①月額 156,000 円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が 1 週間の勤務時間の 2 分 1 を超えない場合は、147,000 円)②賞与 期末給与…6月に 0.85 月分、12 月に 0.90 月分(全員) 勤勉給与…0.30 月分(設置数の 1 割) 0.15 月分(設置数の 2 割) <p>(平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none">①月額…Aランク 176,000 円(活動実績の順位が上位 10%以内) Bランク 168,000 円(" 上位 25%まで(Aを除く)) Cランク 160,000 円(" 上位 45%まで(A・Bを除く)) Dランク 152,000 円(" 上位 75%まで(A~Cを除く)) Eランク 144,000 円(上記以外)②賞与 期末給与…6月に 0.45 月分、12 月に 0.55 月分(全員)

勤勉給与…0.80月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)
 0.40月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)
 (平成18年4月から)

①月額…Aランク 175,500円(活動実績の順位が上位10%以内)
 Bランク 167,500円(" 上位25%まで(Aを除く))
 Cランク 159,500円(" 上位45%まで(A・Bを除く))
 Dランク 151,500円(" 上位75%まで(A～Cを除く))
 Eランク 143,600円(上記以外)

ただし、各社会保険事務所の国民年金推進員1人1月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。

②賞与 期末給与…6月に0.45月分、12月に0.55月分(全員)
 勤勉給与…0.80月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)
 0.40月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)

(2)特別国民年金推進員
 国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置
 勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内
 (平成18年3月まで)
 月額 7,800円
 (平成18年4月から)
 月額 7,780円

(3)国民年金収納指導員
 常勤職員と同様の勤務時間
 月額 Aクラス 12,600円 Cクラス 7,200円

(4)賃金職員
 常勤職員と同様の勤務時間
 給与は各社会保険事務所により異なる

(5)特定業務契約職員(旧国民年金推進員)
 月額 Aクラス 9,910円 Cクラス 6,800円

3 従来の実施に要した施設及び設備

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際に使用した施設、設備等について、以下のとおり参考に記載する。

施設:旧社会保険事務所庁舎(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。)

設備:以下、本業務に共通して使用する設備を記載
 (机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX
 (端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用)
 (PC関係)パソコン、プリンター
 (自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。)
 (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー

(注記事項)
 1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。
 2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末については、民間事業者に貸与する。(それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。)

4 従来の実施における目的の達成の程度

(注記事項)
 1. 従来の実施における目的の達成の程度として、直近3か年度分の要求水準(達成目標)及び最低水準の達成状況を開示している。
 2. 各年度における要求水準(達成目標)は、契約時のものではなく、各期における被保険者数の減少に伴う見直し後の数値を計上している。

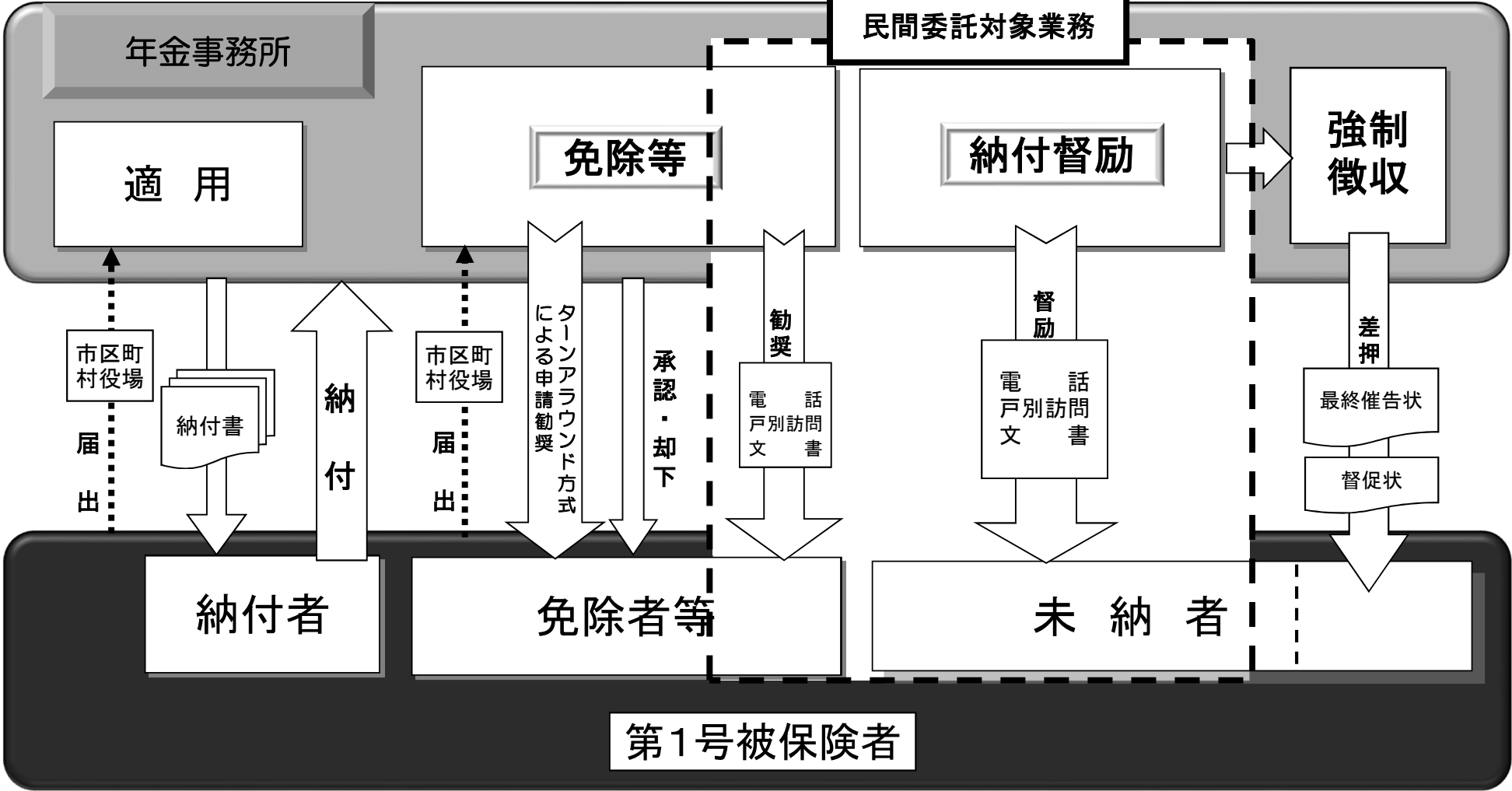
5 従来の実施方法等

従来の実施方法等については、次のフロー図等の通りであり、直近3か年度分の年金事務所別の実績を開示している。

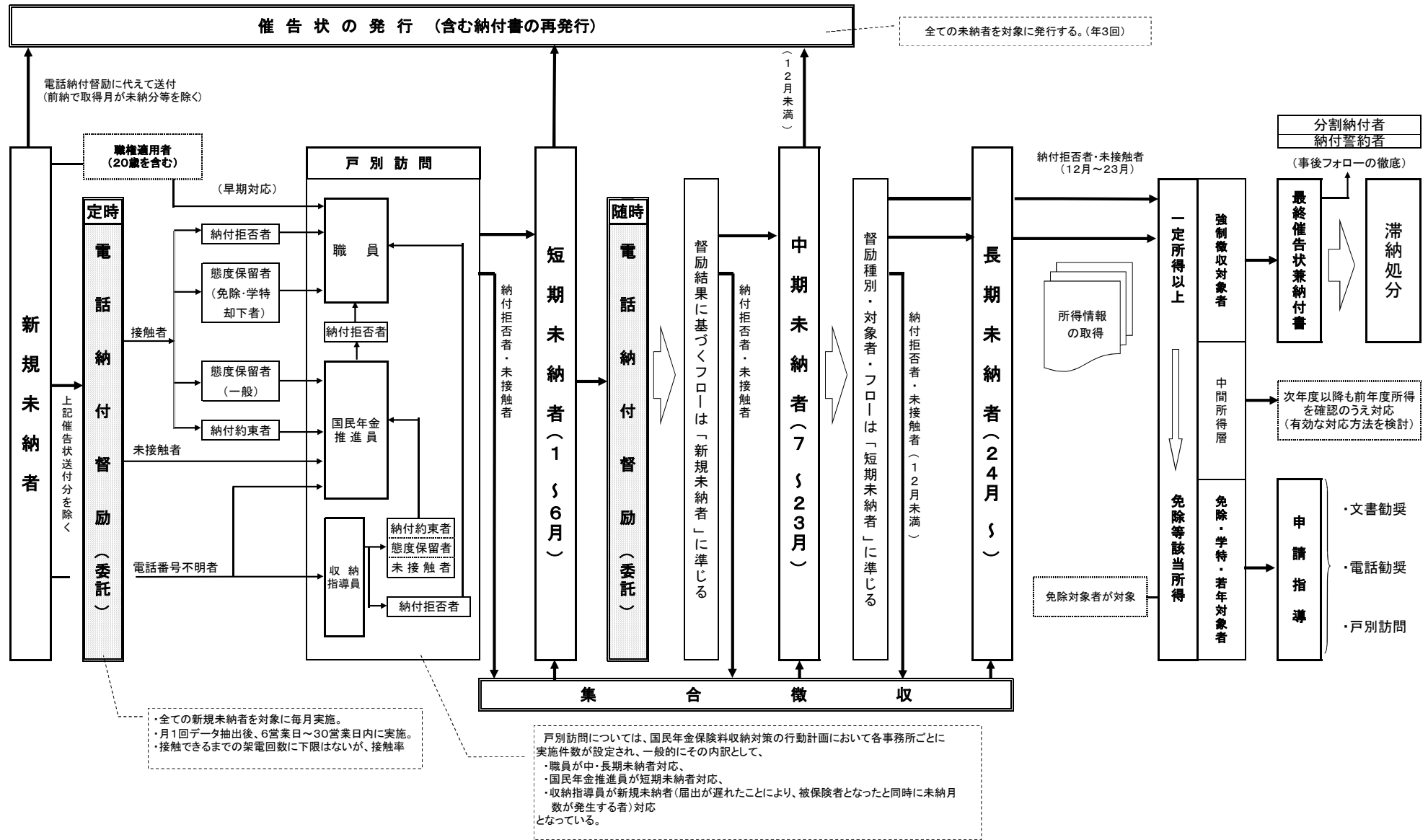
国民年金事業の概要図

機構本部 (地域部)

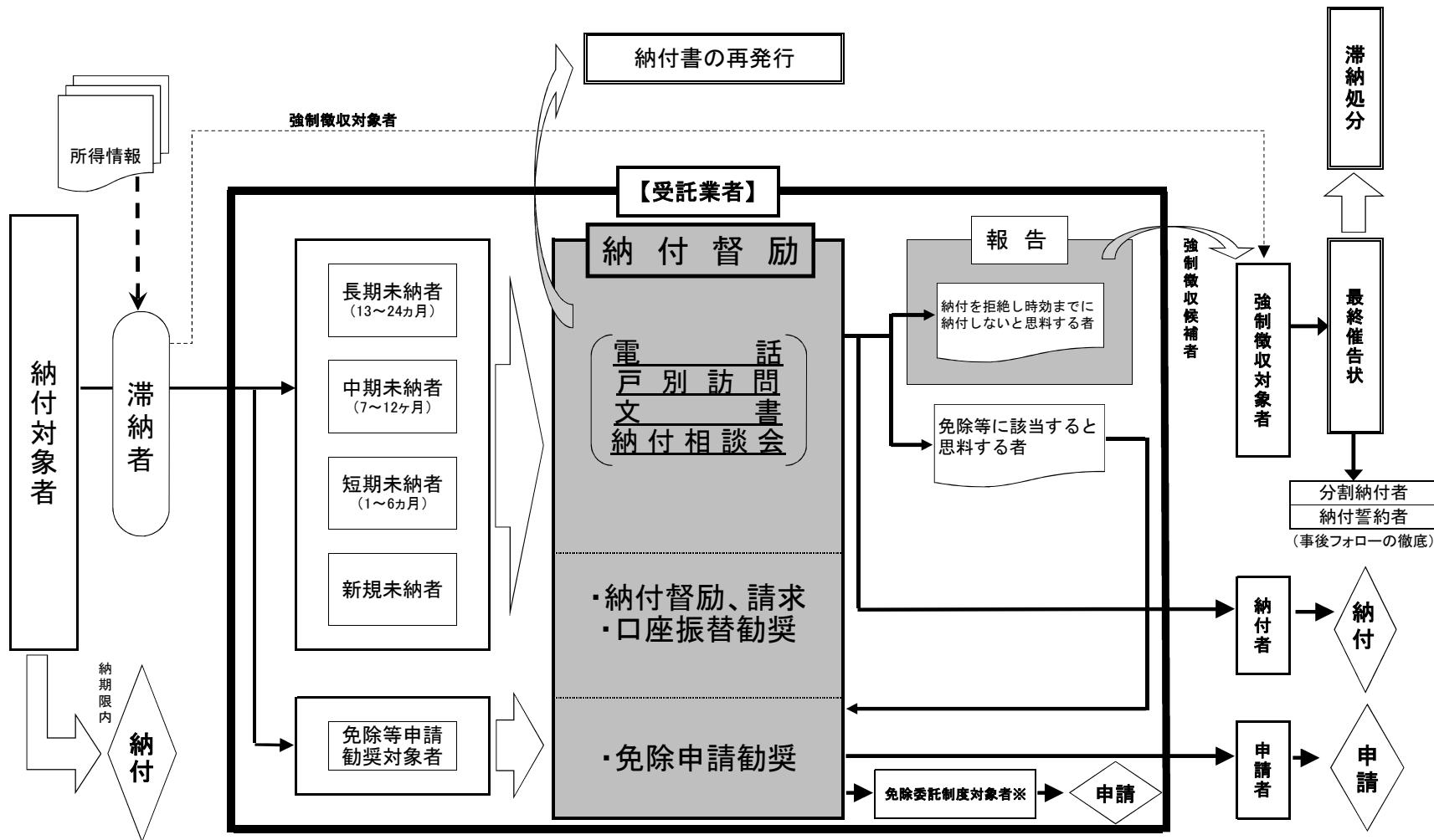
機構本部 (国民年金部)



民間委託実施前の従前の業務フロー〔標準的な例〕



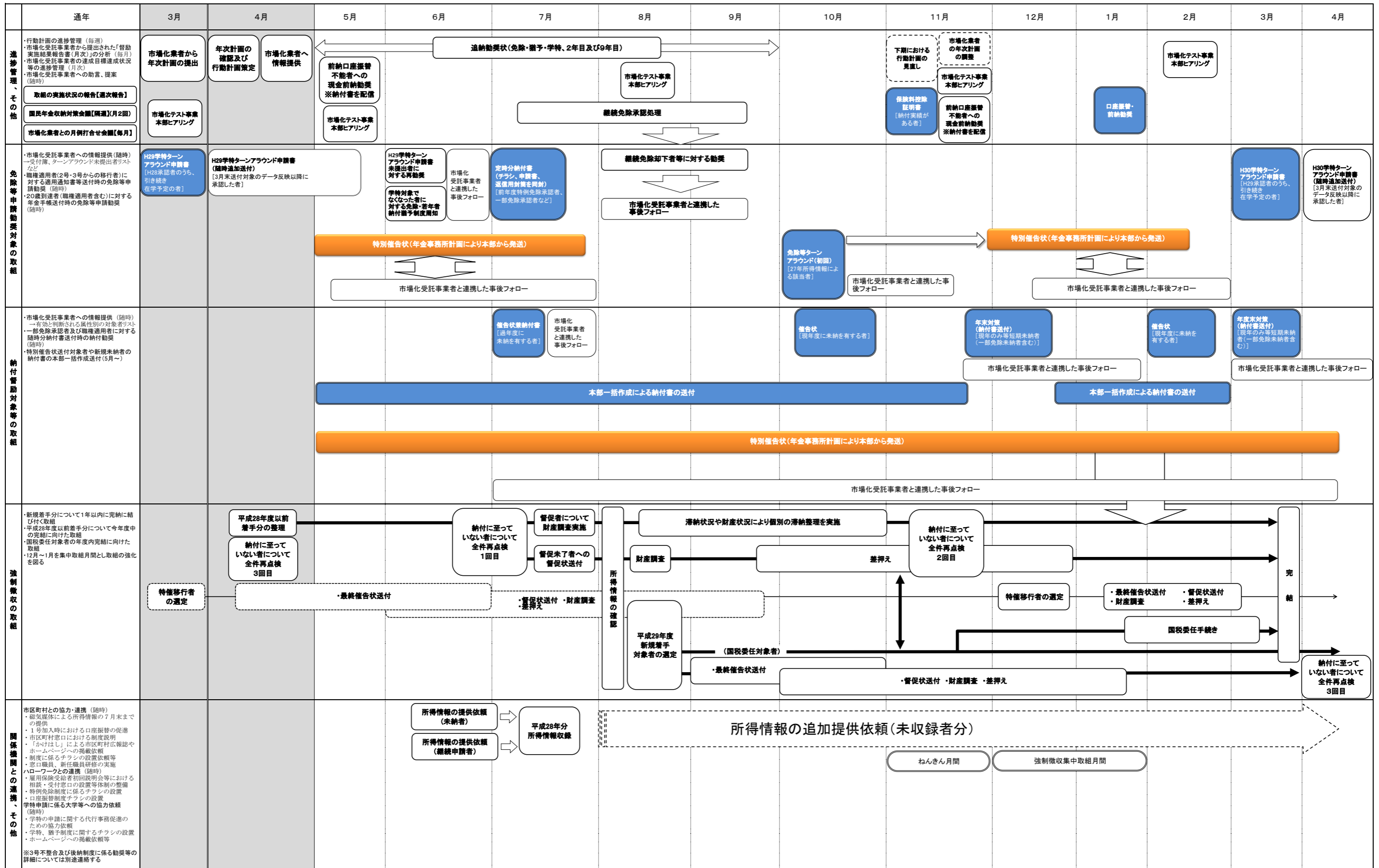
納付督促フローチャート（流れ図）



※指定全額免除申請事務取扱者に指定されている場合に限る



平成29年度 行動計画 年間基本スケジュール



(注) □ 全年金事務所統一的な取組 ■ 本部から送付する特別催告状(年金事務所計画) ● 本部から送付する取組(特別催告状以外)

【●●ブロック(●●地区)】

1 従来の実施に要した経費

●●地区(平成25年2月開始事業)		平成26年度 (H26.5～H27.4)	平成27年度 (H27.5～H28.4)	平成28年度 (H28.5～H29.4)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費②		-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	XXX	XXX	XXX
	成功報酬等	XXX	XXX	XXX
	旅費その他	-	-	XXX
①～③小計(a)		XXX	XXX	XXX
参考値(b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a)+(b)合計		XXX	XXX	XXX
●●地区(平成27年5月開始事業)		平成26年度 (H26.5～H27.4)	平成27年度 (H27.5～H28.4)	平成28年度 (H28.5～H29.4)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費②		-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	XXX	XXX	XXX
	成功報酬等	XXX	XXX	XXX
	旅費その他	-	-	XXX
①～③小計(a)		XXX	XXX	XXX
参考値(b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a)+(b)合計		XXX	XXX	XXX
◀●●ブロック合計▶		平成26年度 (H26.5～H27.4)	平成27年度 (H27.5～H28.4)	平成28年度 (H28.5～H29.4)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費②		-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	XXX	XXX	XXX
	成功報酬等	XXX	XXX	XXX
	旅費その他	-	-	XXX
①～③小計(a)		XXX	XXX	XXX
参考値(b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a)+(b)合計		XXX	XXX	XXX

(注1)各年度における委託費等は、平成25年2月開始事業及び平成27年5月開始事業の各年度において支払われた額を計上している。
(ただし、落札金額(税抜)に消費税8%相当を支払っている。)
(注2)地域合計は、地域内における対象地区の合計としている。なお、地域内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

（欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

- 一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法
- 二 入札金額
- 2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。
- 3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項 ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあつては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

- 2 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者が

なかった場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

- 3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

(民間競争入札実施要項)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従つて、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

- 2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
- 二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
- 三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
- 五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
- 六 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- 七 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項
- 八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
- 九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- 十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

- 3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

- 4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

- 5 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監視委員会の議を経なければならない。

6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監視委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条

第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(国民年金法 等の特例)

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」

とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
 - 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
 - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
 - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
 - 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項 又は第九十二条の五第二項 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項 の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項 の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項 の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年七月六日厚生労働省令第四百四十号）

（法第三十三条第一項第三号 に規定する日本年金機構への報告等）

第二条 法第三十三条第一項第三号 の規定により、法第三十三条第一項 に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。

- 一 法第三十三条第一項第一号 に規定する保険料滞納者（以下この条において「保険料滞納者」という。）ごとの法第

三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務の実施状況

- 二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号 の規定により保険料滞納者に対して同号 の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十条第一項 各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法 等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第二項 各号に該当すると料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 三 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第二号 の規定により保険料滞納者に対して国民年金法第八十七条第一項 に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の納付の請求を行った場合において、当該保険料滞納者が納付を拒絶し、国民年金法第二百二条第四項 の規定により保険料を徴収する権利が時効によって消滅するまでの間に当該保険料を納付することが見込まれないと料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 法第三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務を実施した結果を、同号 に規定する面接その他の方法別に日ごとに集計したもの
 - 2 法第三十三条第二項 に規定する厚生労働省令で定める要件は、法第三十三条第一項 に規定する納付受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。
 - 3 法第三十三条第三項 の規定により公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二条の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみなされた場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十二条の四第一項 の適用については、同項 中「法第九十二条の四第一項」とあるのは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第三項 の規定により読み替えて適用する法第九十二条の四第一項」とする。
 - 4 法第三十三条第五項 に規定する厚生労働省令で定める特定業務に関する帳簿書類は、第一項第一号に掲げる事項を記録したものとする。
 - 5 公共サービス実施民間事業者は、前項の帳簿書類を、法第二十条第一項 の契約が終了した日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から五年間保存しなければならない。
 - 6 法第三十三条第八項 に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
- 一 法第三十三条第一項 に規定する特定業務（第四号において「特定業務」という。）を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いる行為
- 二 保険料滞納者以外の者に対し、当該保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為
- 三 保険料滞納者に対し、貸金業の規制等に関する法律（昭和三十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保険料を納付するための資金を調達することを要求する行為
- 四 特定業務上の用途以外の用途に使用するために、保険料滞納者に係る情報を収集し、又は収集した当該情報を特定業務上の用途以外の用途に使用する行為

○国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第四百十一号）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第九条第十項 の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- 三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

- 2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。
- 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。
- 6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しく

は事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。